

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の 確定申告の手引き

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、

令和6年2月16日（金）から同年3月15日（金）まで です。

- 令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分の納期限は、令和6年3月15日（金）です。
- 還付申告書は、令和6年2月15日（木）以前でも提出することができます。

～お知らせ～

- マイナンバーをお持ちの方は、確定申告書の提出の際は毎回、
① マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
【本人確認書類の例】
《例1》 マイナンバーカード
《例2》 通知カード＋運転免許証、パスポート など

- 確定申告書、付表、計算書等は国税庁ホームページからダウンロードできます。
- この手引きでは、一般的な事項を説明しています。
- この手引きでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。
- 『』で示された手引き及びお知らせ等は、日本語資料のみの提供となります。



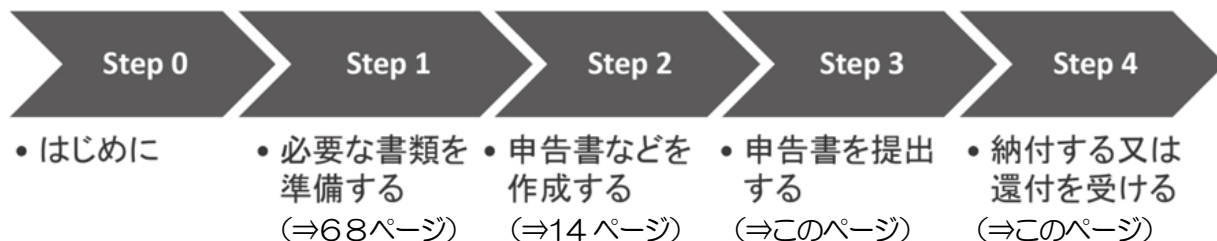
税 務 署

目 次

1	はじめに	3
1- 1	申告手続きの流れ	3
1- 2	所得税等の確定申告とは	5
1- 3	納税義務者と課税所得の範囲	5
1- 4	所得の種類と課税方法	10
1- 5	確定申告が必要な方	11
1- 6	確定申告をすれば税金が還付される方	12
1- 7	納税地	13
2	申告書の書き方	14
2- 1	申告書に記載する際の留意事項	14
2- 2	申告書の様式（第一表・第二表）	14
2- 3	手順1 住所・氏名など	16
2- 4	手順2 収入金額等／所得金額等	18
2- 5	手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除）	26
2- 6	手順4 税金の計算	43
2- 7	手順5 その他（申告書第一表）	49
2- 8	手順5 延納の届出	50
2- 9	手順5 還付される税金の受取場所	50
2-10	手順5 公金受取口座の登録・利用	51
2-11	手順6 住民税・事業税に関する事項（申告書第二表）	53
3	申告や納税について知っておきたいこと	58
3- 1	利子所得と配当所得の課税方法	58
3- 2	退職所得の記入方法等	60
3- 3	災害により被害を受けた場合	60
3- 4	納税が遅れた場合など	60
3- 5	申告に誤りがあった場合など	61
3- 6	予定納税・減額申請	61
3- 7	消費税の申告納税義務と届出について	62
3- 8	財産債務調書制度・国外財産調書制度	63
3- 9	条約等による特例	63
3-10	令和6年中に出国する方へ	64
3-11	所得税・消費税の納税管理人の選任届出書	65
3-12	お知らせ	66
3-13	市区町村からのお知らせ	67
4	申告書に添付・提示する書類	68
5	振替納税の新規（変更）申込み	71
	納付書の書き方	72

1 はじめに

1-1 申告手続きの流れ



✓ 申告の時期

令和 5 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、

令和 6 年2月 16 日（金）から同年 3月 15 日（金）までです。

- ◇ 還付申告書は、令和6年2月 15 日（木）以前でも提出することができます。
- ◇ 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

✓ 申告書の提出方法

① 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センター（※）に送付する。

※ 一部の税務署では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。対象の税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

※ 確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署又は業務センターに送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります（郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。）。

※ 通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

② 住所地等の所轄税務署の受付に持参する。

税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

なお、業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください。

③ e-Tax で申告する。

国税庁ホームページで作成した申告書等は、e-Tax により送信できます。

◆ 収受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合

※ 郵便又は信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により申告書を提出する場合は、複写により作成した（複写式でないものについては、ボールペンで記載した）申告書の控えのほか返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

※ 申告書を税務署の受付に提出する場合は、その提出の際に、申告書の控えをお持ちください。

※ 申告書の控えへの収受日付印の押印は、収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

※ 一度申告書を提出した後、控えに収受日付印を押印することはできません。

✓ 納税の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

令和5年分の所得税等の確定申告（第3期分）の納期限は、令和6年3月15日（金）です。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

なお、各納付手続の詳細い内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

1) キャッシュレス納付

① 振替納税を利用

- ・ 新規でご利用する方

令和5年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の振替納税のお申込期限は、令和6年3月15日（金）です。

振替納税のご利用に当たっては、上記期限までに『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』を所轄税務署又は金融機関に提出する必要があります。

『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』は、e-Tax又は書面で提出することができます。

書面の場合は、この手引きの71ページに必要事項を記入の上、所轄税務署又は金融機関に提出してください。

※ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出される場合は、業務センター宛に送付してください。

- ・ 既にご利用している方

振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合は、新たに振替納税（変更）の手続が必要です。

※ 転居等により所轄税務署が変わった方については、16ページをご確認ください。

- ・ 口座振替日

令和5年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の振替日は、令和6年4月23日（火）です。

残高不足とならないよう、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用できます。

※ 振替納税をご利用する場合は、領収証書が発行されませんのでご注意ください。

② ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）で納付

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

③ インターネットバンキングやA T Mで納付

納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやA T Mから納付できます。

④ クレジットカードで納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

⑤ スマートフォンアプリで納付

インターネットを利用して「スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用し、納付する方法です。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

2) キャッシュレス納付以外

① コンビニエンスストアでQRコードによる納付

ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコード（※1）として作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付（※2）できます。

※1 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2 納付できる金額は30万円以下となります。

② 金融機関又は所轄の税務署の窓口で現金で納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。

なお、納付書をお持ちでない方は、金融機関又は税務署に用意してある納付書を使用してください。金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。

※ 税金の延納について（⇒50 ページ）

✓ 還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます（⇒ 50 ページ）。

預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に出向いて受け取る方法もあります。

1－2 所得税等の確定申告とは

日本の所得税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、居住形態の区分に応じ（1－3 参照）、自ら所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算して、翌年の申告期限までに確定申告書を提出し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続を採用しています。この手続を確定申告といいます。

※ 日本の所得税は、申告納税制度を採用しています。申告納税制度とは、納税者が行う申告により第一次的に税額が確定する効果を認める制度です。この制度は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、自分で所得金額とその所得金額に対する税額を計算し、自らの責任において適正な申告を行うものです。

※ 日本の所得税は、特定の所得については、申告納税制度と併せて源泉徴収制度を採用しています。源泉徴収制度とは、給与や退職手当、利子、配当、報酬などを支払う者が、その支払の際に一定の所得税等の額を支払金額から差し引いて、所得税等を国に納付するというものです。

※ 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。この手引きでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。

1－3 納税義務者と課税所得の範囲

個人は居住形態の区分に応じて所得税等を納める義務があります。

1 居住形態の区分

① 居住者

国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有している方を**居住者**といいます。

居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方を**非永住者**といいます。

② 非居住者

上記①の居住者以外の方を**非居住者**といいます。

（注）国内に居所を有していた方が一時的に国外に赴き、その後再び入国する意図で出国した場合には、その在外期間中も引き続き国内に居所を有するものとして取り扱われます。

出国が一時的なものだという意図は、在外期間中に、a) その方が国内に配偶者などの親族を残している、b) 再入国後起居する予定の家屋やホテルの一室などを保有している、c) 生活用動産を預託しているといったことから推定されます。

(参考1) 納税義務者の区分

- (1) 入国後1年を経過する日まで住所を有しない場合
入国後1年を経過する日までの間は「非居住者」、1年を経過する日の翌日以後は「居住者」
- (2) 入国直後には国内に住所がなく、入国後1年を経過する日までの間に住所を有することとなった場合
住所を有することとなった日の前日までの間は「非居住者」、住所を有することとなった日以後は「居住者」
- (3) 日本の国籍を有していない居住者で、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年を超える場合
5年以内の日までの間は「非永住者」、その翌日以後は「非永住者以外の居住者」

(参考2) 住所の有無の判定(推定)

事 実	判 定	摘 要
生活の本拠が日本国内にある。	住所ありと判定	生活の本拠であるかどうかは客観的事実(日本で職業を有していること、配偶者その他生計を一にする親族が居住していること、または事業所を有していること等)の有無によって判定します。
日本において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する。	住所ありと推定	日本で事業を営み又は職業に従事するため日本に居住することとなった方が該当します(日本での在留期間が契約などによりあらかじめ1年未満であることが明らかである場合を除きます。)
日本の国籍を有し、かつ、日本に生計を一にする親族を有すること、その他日本における職業、資産の有無などの状況に照らし、日本に継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事実がある。	住所ありと推定	—

(注) 学術、技芸の習得のため日本に居住することとなった方は、その習得のために居住する期間は日本国内に職業を有するものとして判定されます。

2 課税所得の範囲

① 非永住者以外の居住者

全ての所得について所得税等を納める義務があります。

② 非永住者

国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われたもの又は国外から送金されたものについて所得税等を納める義務があります。

※ 「国外から送金されたもの」とは、非永住者が各年において国外から国内に送金し受領した金額のうち、その年における「国外源泉所得以外の所得の国外払の金額を超えたもの」をいいます。

【例】

国外源泉所得以外の所得（750）		国外源泉所得（250）	
A 国内払	B 国外払	C 国内払	D 国外払
500	250	150	100

非永住者の方が仮に 260 を国外から国内に送金し受領した場合には、まず国外払 350（B＋D）のうちの国外源泉所得以外の所得の国外払 250（B）の分の送金であるとみなし、残りの 10 を国外源泉所得の国外払の金額（D）からの送金とみなします。

③ 非居住者

国内源泉所得について所得税等を納める義務があります。

● 課税所得の範囲

区分		国外源泉所得以外の所得	国外源泉所得	
			国内払	国外払
居住者	非永住者以外の居住者	課税		
	非永住者	課税		国外から送金されたものについて課税

区分	国内源泉所得 (⇒8ページ参照)	国内源泉所得以外の所得
非居住者	原則として課税 (⇒9ページ参照)	課税されない

(参考1) 国内源泉所得

下記のものは国内源泉所得として取り扱われます。

- ① 恒久的施設帰属所得(※1)
 - ② 国内にある資産の運用又は所有により生ずる所得
 - ③ 国内にある資産の譲渡により生ずる所得
 - ④ 組合契約(※2)等に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で、その組合契約に基づいて配分を受けるもののうち一定のもの
 - ⑤ 国内にある土地、土地の上に存する権利、建物及び建物の附属設備又は構築物の譲渡による対価
 - ⑥ 国内において人的役務の提供事業を行う者が受ける、その人的役務の提供に係る対価
 - ⑦ 国内にある不動産や不動産の上に存する権利等の貸付けにより受け取る対価
 - ⑧ 日本の国債、地方債、内国法人の発行した社債の利子、外国法人が発行する債券の利子のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るもの、国内の営業所に預けられた預貯金の利子等
 - ⑨ 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等
 - ⑩ 国内で業務を行う者に貸し付けた貸付金の利子で当該業務に係るもの
 - ⑪ 国内で業務を行う者から受ける工業所有権等の使用料、又はその譲渡の対価、著作権の使用料又はその譲渡の対価、機械装置等の使用料で国内業務に係るもの
 - ⑫ 給与、賞与、人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行う勤務、人的役務の提供に基因するもの、公的年金、退職手当等のうち居住者期間に行った勤務等に基因するもの
 - ⑬ 国内で行う事業の広告宣伝のための賞金のうち一定のもの
 - ⑭ 国内にある営業所等を通じて締結した保険契約等に基づく年金等
 - ⑮ 国内にある営業所等が受け入れた定期積金の給付補てん金等
 - ⑯ 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づく利益の分配
 - ⑰ その他の国内源泉所得
- 例えば、国内において行う業務又は国内にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金に係る所得がこれに当たります。

これらについての課税方法は、国内源泉所得の種類、恒久的施設の有無、国内源泉所得が恒久的施設に帰せられる所得か否かによって異なります。なお、租税条約によって国内源泉所得について異なる定めがある場合は、租税条約に従うことになります。

※1 恒久的施設が非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得をいいます。

※2 この場合の組合契約とは、次に掲げる契約をいいます。

- (1) 民法第667条第1項に規定する組合契約
- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約
- (3) 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約
- (4) 外国における契約で、(1)から(3)の契約に類する契約

※3 当該土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人から支払われる対価で譲渡対価が1億円以下のものは⑤から除かれ③に該当することとなります。

※4 シッパーズ・ユーザンス手形及び輸入ユーザンス手形で履行までの期間が6か月を超えないものの利子は、⑩に含まれません。

※5 内国法人の役員としての勤務及び居住者又は内国法人が運航する船舶又は航空機で行われる役務の提供は、現実における提供の場所のいかんを問わず国内で行われたものとみなされます。

※6 国内で行う人的役務の提供に基因して受ける給料、賃金その他の報酬は、たとえ日本国内で支払われない場合においても国内源泉所得とされます。

(参考2) 非居住者に対する課税関係の概要

非居住者の区分 所得の種類	非居住者			所得税等の 源泉徴収
	恒久的施設を有する者		恒久的施設を 有しない者	
	恒久的施設帰属所得 (⇒8ページ)	その他の所得		
(事業所得)	【総合課税】 (⇒10ページ)	【課税対象外】		無
①資産の運用・保有により生ずる所得 (⑦から⑮に該当するものを除く。)		【総合課税(一部)】		無
②資産の譲渡により生ずる所得				無
③組合契約事業利益の配分	【源泉徴収の上、 総合課税】	【課税対象外】		20.42%
④土地等の譲渡による所得		【源泉徴収の上、総合課税】		10.21%
⑤人的役務提供事業の所得				20.42%
⑥不動産の賃貸料等				20.42%
⑦利子等		【源泉分離課税】 (⇒10ページ)		15.315%
⑧配当等				20.42%
⑨貸付金利子				20.42%
⑩使用料等				20.42%
⑪給与その他の人的役務の提供に対する 報酬、公的年金等、退職手当等				20.42%
⑫事業の広告宣伝のための賞金				20.42%
⑬生命保険契約に基づく年金等	20.42%			
⑭定期積金の給付補填金等	15.315%			
⑮匿名組合契約等に基づく利益の分配	20.42%			
⑩その他の国内源泉所得	【総合課税】	【総合課税】		無

- (注) 1 恒久的施設帰属所得(⇒8ページ)が、上記の表①から⑮までに掲げる国内源泉所得に重複して該当する場合があることに留意してください。
- 2 上記の表②(資産の譲渡により生ずる所得)のうち恒久的施設帰属所得に該当する所得以外のものについては、所得税法施行令第281条第1項第1号から第8号までに掲げるもののみに課税されます。
- 3 租税特別措置法の規定により、上記の表において総合課税の対象とされる所得のうち一定のものについては、申告分離課税又は源泉分離課税の対象とされる場合があることに留意してください(⇒10ページ)。
- 4 租税特別措置法の規定により、上記の表における源泉徴収税率のうち一定の所得に係るものについては、軽減又は免除される場合があることに留意してください。
- 5 非居住者の居住地国と日本の間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除される場合などがあります(⇒63ページ)。

1-4 所得の種類と課税方法

事業所得 (営業等・農業)		商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合課税
		事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離課税
不動産所得		土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合課税
利子所得		国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合課税
		預貯金の利子などの所得	源泉分離課税
		特定公社債の利子などの所得(★)	申告分離課税
配当所得		法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※ 上場株式等の配当等について、申告分離課税(※)を選択したものを除く。(★)	総合課税
		上場株式等に係る配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得(★)	申告分離課税
		私募特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離課税
給与所得		俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	総合課税
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、恩給、一定の外国年金などの所得	
	業 務	原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得	
	そ の 他	生命保険の年金、暗号資産取引による所得など他の所得に当てはまらない	
		先物取引に係る所得	申告分離課税
譲渡所得		ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合課税
		土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※ 株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く。	申告分離課税
一時所得		生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合課税
		保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得	源泉分離課税
山林所得		所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離課税
退職所得		退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

★ 確定申告不要制度があります(⇒58 ページ)。

※ 大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等については、申告分離課税を選択することはできませんのでご注意ください。

(注)

総合課税	:	確定申告により、他の所得と合算して税金を計算する制度です。
申告分離課税	:	確定申告により、他の所得と分離して税金を計算する制度です。
源泉分離課税	:	他の所得とは関係なく、所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です(確定申告することはできません)。 上の表に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

1-5 確定申告が必要な方

表のいずれかに該当する方（確定申告をすれば税金が還付される方を除きます。）は、確定申告をする必要がありますので、令和5年中の居住形態に応じて次の表を確認してください。

居 住 者	1. 給与所得がある方 ※ 大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要です。なお、確定申告をする場合は、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。 次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合。 (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える (2) 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える (3) 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。 (4) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている (5) 海外において給与の支給を受けている (6) 同族会社の役員やその親族などで、その同族法人からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた (7) 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた ※ 上記のいずれかに該当する場合でも、各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除の額の合計額を差し引いた金額を基に計算した税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の合計額以下である場合には、確定申告書を提出する必要はありません。
	2. 公的年金等に係る雑所得のみの方 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある場合。 ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合は、所得税等の確定申告は必要ありません（⇒12ページ）。
	3. 退職所得がある方 外国企業から受け取った退職金など、日本において源泉徴収されないものがある場合。 ※ 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。 なお、退職所得以外の所得がある方は、1. 又は4. を参照してください。 ※ 退職所得の記入方法等は、60ページを参照してください。
	4. 上記以外の方 各種の所得金額の合計額から、基礎控除その他の所得控除の額の合計額を差し引いた金額を基に計算した税額が、配当控除額よりも多い場合。
	総合課税に係る所得を有する場合（⇒10ページ）。 ※ 上記に該当する場合でも、各種の所得金額の合計額から基礎控除額、雑損控除額及び寄附金控除額の合計額を差し引いた金額を基に計算した税額が配当控除額以下である場合には、確定申告書を提出する必要はありません。
非 居 住 者	

◎ 年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部（所得税法第203条の7（源泉徴収を要しない公的年金等）の規定の適用を受けるものを除きます。）が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税等の確定申告の必要はありません。

※ この制度により確定申告の必要がない場合であっても、所得税等の還付を受けるために、確定申告をする必要があります。

※ 住民税については、67ページを参照してください。

1－6 確定申告をすれば税金が還付される方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

※ 予定納税がない方で、源泉徴収税額のない場合（源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合等）には、還付される税額はあります。

※ 給与所得者や、公的年金等に係る雑所得がある方（年金所得者）で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。

※ 還付申告は原則としてその年の翌年1月1日以降、5年間（令和5年分の確定申告の場合、令和10年12月31日まで）提出することができます(注)。

(注) 55万円又は65万円の青色申告特別控除など、申告期限（原則その年の翌年3月15日）までに申告書を提出することがその適用要件となっている特例があることなどにご注意ください。

1. 総合課税の配当所得や原稿料などがある方

年間の所得が一定額以下の方

※ 一定額は、あなたの所得金額や源泉徴収された税金などに応じて異なります。

2. 給与所得者の方

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く。）、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除などを受けられる方

3. 所得が公的年金等に係る雑所得のみの方

雑損控除や医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除などを受けられる方

4. 年途中で退職した後就職しなかった方

給与所得について年末調整を受けていない方

5. 退職所得がある方で、次のいずれかに該当する方

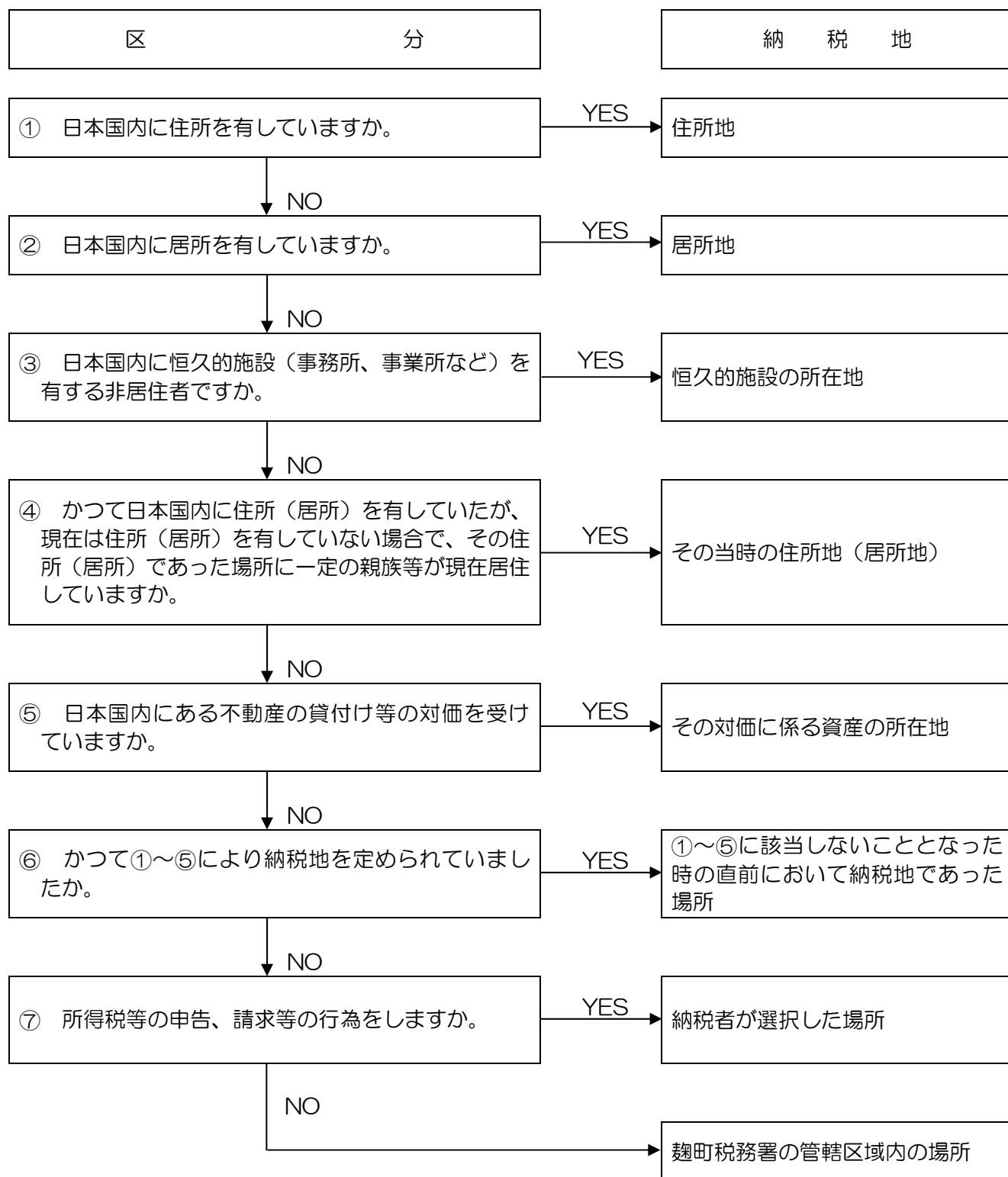
(1) 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる方

(2) 退職所得の支払を受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収され、その所得税等の源泉徴収税額が退職所得について再計算した税額を超えている方

退職所得の記入方法等は、60ページを参照してください。

1-7 納税地

納税地とは、税金を納付すべき場所をいいます。確定申告書は、原則として納税地を所轄する税務署又は業務センターに提出します。所得税法では次のように定めています。



『確定申告の手引き（損失申告用）』
『譲渡所得の申告のしかた』
『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』
『山林所得の申告のしかた』

2-3 手順1 住所・氏名など

申告書第一表

- (1) 「 税務署長」欄
申告書の提出日における住所地等の所轄税務署名を記入します。
※ 国税庁ホームページでは、各税務署の所在地及び管轄区域を掲載しております。
- (2) 「令和 年 月 日」欄
申告書の提出年月日を記入します。
- (3) 「令和0□年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書」
0□に「5」と記入し、空白に「確定」と記入します。
- (4) 「現在の住所」欄
申告書の提出日における住所地の郵便番号と住所を記入します。
ただし、住所地以外の居所・事業所等の所在地を管轄する税務署に申告をする方は、() 内の当てはまる文字を ○ で囲んだ上、居所・事業所等の所在地(上段)及び住所(下段)を記入します。
- (5) 「令和 年1月1日の住所」欄
「令和 年」の空白に「6」と記入し、令和6年1月1日現在の住所を記入します。
令和6年1月1日現在の住所が上欄に記入する住所と異なる場合には、必ず記入します。
- (6) 「個人番号」欄
マイナンバー(個人番号)を有する方は、申告をする方のマイナンバー(個人番号)を記入します。
本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(⇒68 ページ)。
- (7) 「氏名・フリガナ」欄
申告をする方の氏名(ラストネーム、ファーストネーム、ミドルネーム、イニシャルの順)及びフリガナを記入します。
フリガナの濁点(゛)や半濁点(゜)は一字分とします。ラストネームとファーストネームの間は一字空けて記入します。
- (8) 「職業」欄
職業を記入します。
個人事業者の方は、事業の内容を具体的に記入します(青果小売業、自動車板金塗装業など)。複数の事業を兼業している方は、全ての事業について記入します。
- (9) 「屋号・雅号」欄
事業に係る屋号や雅号がある場合に記入します。
- (10) 「世帯主の氏名」、「世帯主との続柄」欄
世帯主の氏名と世帯主からみた申告をする方の続柄を記入します。
- (11) 「振替継続希望」欄
振替納税をご利用中の方が転居等により所轄税務署が変わった際に、引き続き振替納税を希望される場合は、○を記入します。○を記入しなかった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。
※ 異動前の税務署で振替納税の手続を行っていなかった方は、この欄を使用できません。
※ 今回の確定申告で納付が発生しない方や税金が還付される方についても、今後振替納税の継続を希望される場合は、○を記入してください。
- (12) 「生年月日」欄
元号(⇒17 ページ)に対応する数字(右表)、年月日(各数字2桁)の順に記入します。

明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4
令和	5
- (13) 「電話番号」欄
連絡先電話番号を市外局番から記入し、その連絡先区分(自宅・勤務先・携帯)を○で囲みます。
※ 日中連絡が取れる電話番号を記入してください。
- (14) 「種類」欄
該当する全ての項目の文字を○で囲みます。
 - ・青色申告者 → 青色
 - ・申告書第三表(分離課税用)を使用する方 → 分離
 - ・国外転出時課税制度の適用を受ける方 → 国出
 - ・申告書第四表(損失申告用)を使用する方 → 損失
(注) 国外転出時課税制度とは、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所法60の2)又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例(所法60の3)をいいます。
- (15) 「特農の表示」欄
令和5年分の農業所得の金額がその年分の所得金額の合計額の70%を超え、かつ、その農業所得の金額のうち、その年9月1日以後に得られる分が70%を超える方(特別農業所得者)は、特農の欄に○を記入します。

申告書第二表

申告書第一表と同様に申告書第二表にも、表題、住所、屋号及び氏名を記入します。
ただし、住所地以外の居所・事業所等の所轄税務署に申告をする方は、居所、事業所等の所在地を記入します。
税務署から申告書用紙が送付されている方は、住所、屋号及び氏名が印字されていますので、それらに誤り等がある場合には訂正してください。

(参考) 元号・年齢の早見表

西暦	元号	2023年12月 31日の年齢
1913	大正 2	110
1914	大正 3	109
1915	大正 4	108
1916	大正 5	107
1917	大正 6	106
1918	大正 7	105
1919	大正 8	104
1920	大正 9	103
1921	大正 10	102
1922	大正 11	101
1923	大正 12	100
1924	大正 13	99
1925	大正 14	98
1926	大正 15 *2 昭和 1	97
1927	昭和 2	96
1928	昭和 3	95
1929	昭和 4	94
1930	昭和 5	93
1931	昭和 6	92
1932	昭和 7	91
1933	昭和 8	90
1934	昭和 9	89
1935	昭和 10	88
1936	昭和 11	87
1937	昭和 12	86
1938	昭和 13	85
1939	昭和 14	84
1940	昭和 15	83
1941	昭和 16	82
1942	昭和 17	81
1943	昭和 18	80
1944	昭和 19	79
1945	昭和 20	78
1946	昭和 21	77
1947	昭和 22	76
1948	昭和 23	75
1949	昭和 24	74
1950	昭和 25	73
1951	昭和 26	72
1952	昭和 27	71
1953	昭和 28	70
1954	昭和 29	69
1955	昭和 30	68
1956	昭和 31	67
1957	昭和 32	66
1958	昭和 33	65
1959	昭和 34	64
1960	昭和 35	63
1961	昭和 36	62
1962	昭和 37	61
1963	昭和 38	60
1964	昭和 39	59
1965	昭和 40	58
1966	昭和 41	57
1967	昭和 42	56
1968	昭和 43	55
1969	昭和 44	54
1970	昭和 45	53
1971	昭和 46	52

西暦	元号	2023年12月 31日の年齢
1972	昭和 47	51
1973	昭和 48	50
1974	昭和 49	49
1975	昭和 50	48
1976	昭和 51	47
1977	昭和 52	46
1978	昭和 53	45
1979	昭和 54	44
1980	昭和 55	43
1981	昭和 56	42
1982	昭和 57	41
1983	昭和 58	40
1984	昭和 59	39
1985	昭和 60	38
1986	昭和 61	37
1987	昭和 62	36
1988	昭和 63	35
1989	昭和 64 *3 平成 1	34
1990	平成 2	33
1991	平成 3	32
1992	平成 4	31
1993	平成 5	30
1994	平成 6	29
1995	平成 7	28
1996	平成 8	27
1997	平成 9	26
1998	平成 10	25
1999	平成 11	24
2000	平成 12	23
2001	平成 13	22
2002	平成 14	21
2003	平成 15	20
2004	平成 16	19
2005	平成 17	18
2006	平成 18	17
2007	平成 19	16
2008	平成 20	15
2009	平成 21	14
2010	平成 22	13
2011	平成 23	12
2012	平成 24	11
2013	平成 25	10
2014	平成 26	9
2015	平成 27	8
2016	平成 28	7
2017	平成 29	6
2018	平成 30	5
2019	平成 31 *4 令和 1	4
2020	令和 2	3
2021	令和 3	2
2022	令和 4	1
2023	令和 5	0

(注)

- 1) [明治45年] 1/1-7/30 [大正1年] 7/30-12/31
- 2) [大正15年] 1/1-12/25 [昭和1年] 12/25-12/31
- 3) [昭和64年] 1/1-1/7 [平成1年] 1/8-12/31
- 4) [平成31年] 1/1-4/30 [令和1年] 5/1-12/31

2-4 手順2 収入金額等/所得金額等

所得の種類ごとに、所得金額を計算します。

事業所得	⇒ 18 ページ	配当所得	⇒ 20 ページ	譲渡所得	⇒ 24 ページ
不動産所得	⇒ 19 ページ	給与所得	⇒ 21 ページ	一時所得	⇒ 24 ページ
利子所得	⇒ 20 ページ	雑所得	⇒ 22 ページ		

※ 2-4では、総合課税（⇒10 ページ）の対象となる所得について説明しています。

1 事業所得（営業等・農業）

第一表㊦㊩㊪㊫

事業所得のうち「営業等所得」とは、卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる所得をいいます。

医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得もこれに該当します。

また「農業所得」とは、農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育、酪農品の生産などから生ずる所得のことです。

※ 事業所得は事業税の対象になる場合があります（⇒56 ページ）。

◇ 所得の計算

$$(\text{総収入金額}) - (\text{必要経費})$$

所得金額は以下の様式で計算します。

- ・青色申告の方…『青色申告決算書』
- ・その他の方（白色申告者）…『収支内訳書』

※ 次の i と ii のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。

- 家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方（シルバー人材センターに対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方を含みます。）
- 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円未満の方

HP参照：タックスアンサー『家内労働者等の必要経費の特例』

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

㊦欄（営業等の**収入金額**）又は㊩欄（農業の**収入金額**）及び㊪欄（営業等の**所得金額**）又は㊫欄（農業の**所得金額**）に、『青色申告決算書』又は『収支内訳書』に記入したそれぞれの金額を転記します。

㊦欄に『青色申告決算書』又は『収支内訳書』に記入した専従者給与(控除)額の合計額を、㊫欄に青色申告特別控除額を転記します。

※ ㊦欄又は㊩欄の「**区分**」の口には、令和5年の記帳・帳簿の保存の状況について、19 ページの区分表から該当する数字を記入します。

・ 申告書第二表

「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に該当事項を記入します。

「事業専従者に関する事項（㊦）」欄に、事業専従者の氏名、マイナンバー（個人番号）、続柄、生年月日、従事月数などを記入します。

※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得のことです。
不動産の貸付けに際して受ける権利金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。

※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります（⇒56ページ）。

◇ 所得の計算

（総収入金額）－（必要経費）

所得金額は以下の様式で計算します。

- ・青色申告の方…『青色申告決算書』
- ・その他の方（白色申告者）…『収支内訳書』

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

㊦欄（収入金額）及び㊧欄（所得金額）に、『青色申告決算書』又は『収支内訳書』に記入したそれぞれの金額を転記します。

㊦欄に青色申告決算書又は収支内訳書に記入した専従者給与(控除)額の合計額を、㊦欄に青色申告特別控除額を転記します。

※ ㊦欄の「区分1」の口には、国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例（措法41の4の3）の適用がある場合は、「1」を記入します。

※ ㊦欄の「区分2」の口は、令和5年の記帳・帳簿の保存の状況について、下の区分表から該当する数字を記入します。

・ 申告書第二表

「事業専従者に関する事項（㊦）」欄に、事業専従者の氏名、マイナンバー（個人番号）、続柄、生年月日、従事月数などを記入します。

※ 程度・仕事の内容は白色申告者のみ記入します。

◎ 土地等を取得するために要した負債の利子

不動産所得の金額が赤字の方で、「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合の書き方は、それぞれ次に掲げる区分に応じ、申告書の所得金額の㊧欄に記入します。この場合には、㊧欄に記入する金額の頭部に「㊦」と表示してください。

- 1 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超える場合・・・「0」
- 2 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超えない場合・・・その赤字のうち、その負債の利子の額に相当する金額を除いた赤字の金額

土地等を取得するために要した負債の利子の額については、『青色申告決算書（不動産所得用）の書き方』、『収支内訳書（不動産所得用）の書き方』を参照してください。

区分表（事業所得「区分」、不動産所得「区分2」）	数字
電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による保存に係る届出書（又は電磁的記録に係る承認申請書）を提出し、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合	1
会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合（1に該当する場合を除きます。）	2
総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している場合（1又は2に該当する場合を除きます。）	3
日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）以外の簡易な方法で記帳している場合（2に該当する場合を除きます。）	4
上記のいずれにも該当しない場合（記帳の仕方が分からない場合を含みます。）	5

「優良な電子帳簿」など電子帳簿保存法に関する詳細については、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。

3 総合課税の利子所得

第一表 ④

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得が該当します。

※ 預貯金、特定公社債（⇒59 ページ）以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、源泉分離課税（⇒10 ページ）ですから申告することはできません。

※ 総合課税の対象となる利子等は、申告分離課税を選択することはできません。

◇ 所得金額の計算

$$(\text{収入金額}) = (\text{所得金額})$$

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

④ 欄（**所得金額**）に利子の所得金額を記入します。

※（収入金額）＝（所得金額）となるため収入金額は記載不要です。

・ 申告書第二表

「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の各欄に該当事項を記入します。

4 総合課税の配当所得

第一表 ①⑤

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得が該当します。

上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます（⇒58 ページ）。この場合、申告書（第一表・第二表）と分離用（第三表）等を使用します。

HP 参照：『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』

◇ 所得金額の計算欄

配当等の 収入金額 (税込)	(合計) _____円	A
負債の利子	_____円	B
配当所得の金額 (A-B)	(赤字のときは0円) _____円	C

※ 負債の利子は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限られます。

ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

計算欄 A に記載した収入金額を① 欄に転記し、計算欄 C を⑤ 欄に転記します。

・ 申告書第二表

「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄及び「住民税・事業税に関する事項」欄の各欄に該当事項を記入します。

※ 利子所得・配当所得の課税方法は、58 ページをご覧ください。

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得が該当します。

◇ 所得金額の計算欄 (STEP 1～4の順で計算します)

STEP 1 給与等の収入金額

給与等の収入金額 (税込)	(合計) _____ 円	A
------------------	--------------	---

STEP 2 給与所得控除後の給与等の金額

A の金額	給与所得控除後の給与等の金額
～550,999 円	0 円
551,000 円 ～1,618,999 円	A-550,000円 _____ 円
1,619,000 円 ～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～1,799,999 円	A÷4 (千円未満 の端数切 捨て) _____ 円
1,800,000 円 ～3,599,999 円	B×2.8-80,000円 _____ 円
3,600,000 円 ～6,599,999 円	B _____ 円
6,600,000 円 ～8,499,999 円	A×0.9-1,100,000円 _____ 円
8,500,000円～	A-1,950,000円 _____ 円

※ 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

STEP 3 所得金額調整控除の計算

次の(1)若しくは(2)のいずれか又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算します。

- (1) あなたの給与等の収入金額(税込)が850万円を超え、
①あなた、同一生計配偶者(➡34 ページ)若しくは扶養親族(➡36 ページ)のいずれかが特別障害者(➡33 ページ)である場合又は②23 歳未満の扶養親族がいる場合

給与等の収入金額(税込) (A の金額)	(最高1,000万円) _____ 円	D
D-850万円	_____ 円	E
所得金額調整控除額 (E×0.1)	_____ 円	F

※ 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

STEP 4 給与所得の金額

給与所得の金額 (C- (F+I))	_____ 円	J
------------------------	---------	---

※ 所得金額調整控除の金額がない場合は、C の金額を J に記入します。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

計算欄 A に記載した収入金額を㊦欄に転記し、給与所得の金額 J を㊧欄に転記します。

※ ㊦欄の「区分」の口には、「STEP 3 所得金額調整控除の計算」の(1)に該当する場合は「1」を、(2)に該当する場合は「2」を、(1)及び(2)の両方に該当する場合は「3」を記入します。

※ ㊧欄の「区分」の口は、給与所得者の特定支出控除を受ける場合のみ記入します。

HP 参照: 『給与所得者の特定支出に関する明細書』

・ 申告書第二表

「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の各欄に該当事項を記入します。

給与所得者が各年において特定支出(①通勤費、②職務上の旅費、③転居費(転任に伴うもの)、④研修費、⑤資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑥帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)及び⑦勤務必要経費をいいます。)をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が一定額を超えるときは、特定支出控除の適用を受けることができます。

HP 参照: タックスアンサー『給与所得者の特定支出控除』

C

G

H

I

J

国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、一定の外国年金などの公的年金等や、原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入のほか、生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引など他の所得に当てはまらない所得のことです。

なお、増加恩給（併給される普通恩給を含む。）や死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金、条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金、相続等により取得した生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分などは課税されません。

◇ 所得金額の計算欄

(2)「業務に係る雑所得」⇒(3)「その他の雑所得」⇒(1)「公的年金等の雑所得」の順に分けて計算し、最後に(4)で合計します。

(1) 公的年金等の雑所得 (STEP 1～3の順で計算します)

STEP 1 公的年金等の収入金額

公的年金等の収入金額（税込）	（合計）	A
	_____ 円	

STEP 2 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

申告書第一表の①～⑤欄+⑪欄の合計額	（合計）	B
給与所得（21ページ）の[C]-[F]の金額 （[F]の金額が無いときは21ページの[C]の金額）	_____ 円	
23 ページの[F]+23 ページの[I]の金額 （赤字の場合は0円）	_____ 円	
上記の合計額	（合計）	
	_____ 円	

この金額を第一表の⑥欄に記入します。

STEP 3 公的年金等の雑所得の計算

➤ 昭和34年1月2日以後に生まれた方（65歳未満の方）

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額[B]			C
		～10,000,000 円	10,000,001 円～ 20,000,000 円	20,000,001 円～	
公 的 年 金 等 の 収 入 金 額 [A]	～1,299,999 円	[A]-600,000 円 （赤字のときは 0 円） _____ 円	[A]-500,000 円 （赤字のときは 0 円） _____ 円	[A]-400,000 円 （赤字のときは 0 円） _____ 円	
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	[A]×0.75-275,000 円 _____ 円	[A]×0.75-175,000 円 _____ 円	[A]×0.75-75,000 円 _____ 円	
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	[A]×0.85-685,000 円 _____ 円	[A]×0.85-585,000 円 _____ 円	[A]×0.85-485,000 円 _____ 円	
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	[A]×0.95-1,455,000 円 _____ 円	[A]×0.95-1,355,000 円 _____ 円	[A]×0.95-1,255,000 円 _____ 円	
	10,000,000 円 ～	[A]-1,955,000 円 _____ 円	[A]-1,855,000 円 _____ 円	[A]-1,755,000 円 _____ 円	

※ 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

● 給与所得がある方は、[C]の金額を給与所得（21 ページ）の[H]に記入します。

➤ 昭和 34 年 1 月 1 日以前に生まれた方（65 歳以上の方）

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 $\square$			C
		～10,000,000 円	10,000,001 円～ 20,000,000 円	20,000,001 円～	
公 的 年 金 等 の 収 入 金 額 $\square$	～3,299,999 円	$\square$ －1,100,000 円 (赤字のときは 0 円) _____ 円	$\square$ －1,000,000 円 (赤字のときは 0 円) _____ 円	$\square$ －900,000 円 (赤字のときは 0 円) _____ 円	
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	$\square$ ×0.75－275,000 円 _____ 円	$\square$ ×0.75－175,000 円 _____ 円	$\square$ ×0.75－75,000 円 _____ 円	
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	$\square$ ×0.85－685,000 円 _____ 円	$\square$ ×0.85－585,000 円 _____ 円	$\square$ ×0.85－485,000 円 _____ 円	
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	$\square$ ×0.95－1,455,000 円 _____ 円	$\square$ ×0.95－1,355,000 円 _____ 円	$\square$ ×0.95－1,255,000 円 _____ 円	
	10,000,000 円 ～	$\square$ －1,955,000 円 _____ 円	$\square$ －1,855,000 円 _____ 円	$\square$ －1,755,000 円 _____ 円	

※ 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

● 給与所得がある方は、 $\square$ の金額を給与所得（21 ページ）の $\square$ に記入します。

(2) 業務に係る雑所得

業務に係る雑所得の収入金額（税込）	(合計) _____ 円	D
必要経費	_____ 円	E
差引金額 ($D-E$)	_____ 円	F

(3) その他の雑所得

その他の雑所得の収入金額（税込）	(合計) _____ 円	G
必要経費	_____ 円	H
差引金額 ($G-H$)	_____ 円	I

▶ 雑所得の金額

「(1)公的年金等の雑所得 $\square$ 」と「(2)業務に係る雑所得 $\square$ 」と「(3)その他の雑所得 $\square$ 」を合計します。

雑所得の金額 ($\square+\square+\square$)	(合計) _____ 円	J
---	-----------------	---

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

計算欄 $\square$ に記載した収入金額を $\textcircled{1}$ 欄に転記し、計算欄 $\square$ に記載した金額を $\textcircled{2}$ 欄に転記し、計算欄 $\square$ に記載した金額を $\textcircled{3}$ 欄に転記します。

計算欄 $\square$ に記載した所得金額を $\textcircled{4}$ 欄に転記し、計算欄 $\square$ に記載した所得金額を $\textcircled{5}$ 欄に転記し、計算欄 $\square$ に記載した所得金額を $\textcircled{6}$ 欄に転記し、計算欄 $\square$ に記載した所得金額を $\textcircled{7}$ 欄に転記します。

※ 業務に係る雑所得の金額の計算上、現金主義の特例を適用する場合は、 $\textcircled{2}$ 欄の「区分」の口に「1」を記入します。

※ $\textcircled{3}$ 欄の「区分」の口には、個人年金保険に係る収入がある場合は「1」を、暗号資産取引に係る収入がある場合は「2」を、個人年金保険に係る収入及び暗号資産取引に係る収入の両方がある場合は「3」を記入します。

・ 申告書第二表

「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の各欄に該当事項を記入します。

◆総合課税の譲渡所得

ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得のことです。

短期譲渡所得は譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの、長期譲渡所得は保有期間が5年を超えるものです。

なお、土地や建物、借地権、株式等の譲渡から生じる所得は申告分離課税（⇒10 ページ）となります。この場合、申告書（第一表・第二表）と分離用（第三表）等を使用します。

※ 所得金額は『譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】』で計算し、確定申告書と一緒に提出します。

◆一時所得

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金などの臨時・偶発的なもので対価性のない所得が該当します。

◇ 所得金額の計算欄

短期譲渡所得の金額 (譲渡所得の内訳書【総合譲渡用】から転記)	_____ 円	A
長期譲渡所得の金額 (譲渡所得の内訳書【総合譲渡用】から転記)	_____ 円	B
一時所得の収入 金額（税込）	(合計) _____ 円	C
収入を得るために 支出した金額	_____ 円	D
差引金額 (C - D)	(赤字のときは0円) _____ 円	E
特別控除額 (E の金額と50万円の いずれか少ない方の金額)	_____ 円	F
一時所得の金額 (E - F)	_____ 円	G
(B + G) × 0.5	_____ 円	H
「総合譲渡・一時」欄の金 額 (A + H)	_____ 円	I

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※ 事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、この欄を使用せず、『損益の通算の計算書』を使用して計算してください。

◇ 申告書の書き方

• 申告書第一表

㊦欄に計算欄Aの金額を転記し、㊧欄に計算欄Bの金額を転記し、㊨欄に計算欄Gの金額を転記します。

※ この欄は、収入金額ではなく、所得金額を転記します。

⑪欄に計算欄Iの金額を転記します。

• 申告書第二表

「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項（⑪）」欄の各欄に該当事項を記入します。

なお、「所得の種類」欄には、短期譲渡所得は「譲渡（短期）」と、長期譲渡所得は「譲渡（長期）」と、一時所得は「一時」と記入してください。

※ 一時所得がある場合は、上記の欄のほか、「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の各欄にも該当事項を記入します。

◇ 申告書の書き方

• 申告書第一表

⑫欄に、①欄から⑥欄までの計＋⑩欄＋⑪欄の金額を記入します。

※ 第一表⑥欄「本年分で差し引く繰越損失額」（⇒49 ページ）に記載がある場合、①欄から⑥欄までの計＋⑩欄＋⑪欄の金額から、⑥欄の金額を差し引いた金額を⑫欄に記入します。

損益通算

所得金額の合計を行う場合で、事業所得（営業等・農業）や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字をその他各種所得の金額の黒字から控除します。これを損益通算といいます。

損益通算をする場合には、次の点にご注意ください。

1. 総合課税の譲渡所得や一時所得がない場合で、申告書第一表の①欄、②欄、③欄のいずれかの所得金額に赤字がある場合には、そのまま各種所得の金額を合計して計算します。
2. 1 以外のときは、『損益の通算の計算書』を使用して計算してください。
3. ゴルフ会員権等の譲渡損失については、原則として、損益通算ができません。

2-5 手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除）

次のような各種控除の額を所得金額から差し引くことが認められています。

ただし、あなたが令和5年中を通じて総合課税に係る所得を有する非居住者である場合には、**基礎控除、雑損控除及び寄附金控除のみ**が認められます。なお、次の**2-6 手順4 税金の計算**（⇒43ページ以降）の税額控除をあわせて示すと次の表のとおりです。

所得控除及び税額控除一覧表

		居住者		非居住者	年の途中で居住形態を変更した場合
		非永住者以外の居住者	非永住者		
所得控除	社会保険料控除（⇒28ページ）	○	○	×	△
	小規模企業共済等掛金控除（⇒28ページ）	○	○	×	△
	生命保険料控除（⇒29ページ）	○	○	×	△
	地震保険料控除（⇒31ページ）	○	○	×	△
	寡婦・ひとり親控除（⇒32ページ）	○	○	×	▲
	勤労学生控除（⇒32ページ）	○	○	×	▲
	障害者控除（⇒33ページ）	○	○	×	▲
	配偶者控除又は配偶者特別控除（⇒34ページ）	○	○	×	▲
	扶養控除（⇒36ページ）	○	○	×	▲
	基礎控除（⇒37ページ）	○	○	○	○
	雑損控除（⇒38ページ）	○	○	●	●
	医療費控除（⇒39ページ）	○	○	×	△
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（⇒41ページ）	○	○	×	△
	寄附金控除（⇒41ページ）	○	○	○	○
税額控除	配当控除（⇒43ページ）	○	○	○	○
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（⇒44ページ）	○	○	○	○
	政党等寄附金特別控除（⇒45ページ）	○	-	○	○
	認定NPO法人等寄附金特別控除（⇒45ページ）	○	○	○	○
	公益社団法人等寄附金特別控除（⇒46ページ）	○	○	○	○
	住宅耐震改修特別控除（⇒46ページ）	○	○	○	○
	住宅特定改修特別税額控除（⇒46ページ）	○	○	○	○
	認定住宅等新築等特別税額控除（⇒46ページ）	○	○	○	○
	外国税額控除等（⇒47ページ）	○	○	×(※)	□(※)

○：適用あり ×：適用なし

●：非居住者である期間については、日本国内に有する資産についてのみ適用があります。

△：居住者であった期間に支払われた分については適用があります。

▲：次の時期の現況で扶養親族等と判定される場合は適用があります。

- ・非居住者から居住者に変更の場合はその年の12月31日の現況によります。
- ・居住者から非居住者への変更の場合は、以下のとおりになります。
 - (1) 納税管理人を定めない場合は、出国時の現況によります。
 - (2) 納税管理人を定める場合は、その年の12月31日の現況によります。

□：適用に当たっては、非居住者期間に生じた所得はないものとみなされます。

※ 恒久的施設を有する非居住者である期間については、恒久的施設に帰属する所得について適用があります。

なお、年末調整を受けた給与を有する方は、次のとおり一部の欄の記入を省略できます。

区 分		第一表⑬～⑳欄	第一表㉕欄	第二表の各所得控除の該当欄
第一表の⑬欄から㉔欄までのすべての金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合		記入を省略できます	源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」を転記します	記入を省略できます
第一表の⑬欄から㉔欄までのいずれかの金額が、年末調整を受けた金額と異なる場合	年末調整を受けた金額と異なる所得控除	この手引きに従って記入します	⑬欄から㉔欄までの合計額を記入します	この手引きに従って記入します
	上記以外の所得控除	源泉徴収票に記載されている控除額を転記します		「源泉徴収分」と記入します

用語の解説

○総所得金額等

次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

- (1) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(⇒25ページ)後の金額)
- (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額
ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用後の金額をいいます。

○合計所得金額

次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

- (1) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(⇒25ページ)後の金額)
- (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額
ただし、「総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

○生計を一にする

日常生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している、又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常を送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

1 社会保険料控除

第一表^⑬ 第二表^⑬

あなたや生計を一にする（⇒27 ページ）配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした保険料等がある場合に控除されます。

ただし、生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き（特別徴収）されている国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

なお、国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

◇ 申告書の書き方

• 申告書第一表

⑬欄に支払保険料等の合計額を記入します。

※ 源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に内書きで小規模企業共済等掛金の額が記載されている場合は、内書きの金額を除いた金額が支払保険料等の金額です。内書きの金額は、小規模企業共済等掛金控除の支払掛金の額です。

• 申告書第二表

「⑬社会保険料控除」欄のうち、「保険料等の種類」欄には社会保険の種類を、「支払保険料等の計」欄には、種類ごとの支払保険料等の金額を、「うち年末調整等以外」欄には、「支払保険料等の計」欄に記入した金額のうち、給与所得や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない金額を記入します。

なお、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額を記入する場合は、「保険料等の種類」欄に「源泉徴収分」と記入します。

2 小規模企業共済等掛金控除

第一表^⑭ 第二表^⑭

あなたが、小規模企業共済法の規定による共済契約（旧第二種共済契約を除く。）に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金（iDeCo の掛金など）、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合に控除されます。

◇ 申告書の書き方

• 申告書第一表

⑭欄に支払掛金の合計額を記入します。

• 申告書第二表

「⑭小規模企業共済等掛金控除」欄のうち、「保険料等の種類」欄には、掛金の種類を、「支払保険料等の計」欄には、種類ごとの支払掛金の金額を、「うち年末調整等以外」欄には、「支払保険料等の計」欄に記入した金額のうち、給与所得の源泉徴収票に記載されていない金額を記入します。

なお、給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「保険料等の種類」欄に「源泉徴収分」と記入します。年末調整でこの控除の適用を受けている場合には、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に内書きで記載されます。

3 生命保険料控除

第一表^⑮ 第二表^⑮

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合に控除されます。

なお、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

◇ 控除される金額の計算欄

- 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

	旧生命保険料(一般)		旧個人年金保険料	
	(合計)		(合計)	
支払った保険料	円	A	円	B
A B の金額	控除額		控除額	
～25,000 円	A の金額 円	C	B の金額 円	D
25,001 円～ 50,000 円	$\text{A} \times 0.5 + 12,500$ 円 円		$\text{B} \times 0.5 + 12,500$ 円 円	
50,001 円～	$\text{A} \times 0.25 + 25,000$ 円 (最高5万円) 円		$\text{B} \times 0.25 + 25,000$ 円 (最高5万円) 円	

- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

	新生命保険料(一般)		新個人年金保険料		介護医療保険料	
	(合計)		(合計)		(合計)	
支払った保険料	円	E	円	F	円	G
E F G の金額	控除額		控除額		控除額	
～20,000 円	E の金額 円	H	F の金額 円	I	G の金額 円	J
20,001 円～ 40,000 円	$\text{E} \times 0.5 + 10,000$ 円 円		$\text{F} \times 0.5 + 10,000$ 円 円		$\text{G} \times 0.5 + 10,000$ 円 円	
40,001 円～	$\text{E} \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円) 円		$\text{F} \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円) 円		$\text{G} \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円) 円	

合計	C H (最高4万円) (C のみについて適用を受ける場合は、最高5万円) 円	K	D I (最高4万円) (D のみについて適用を受ける場合は、最高5万円) 円	L	J (最高4万円) 円	M
----	---	---	---	---	-----------------------	---

生命保険料控除額 (K L M)	(最高12万円) 円	N
--	---------------	---

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

◇ 申告書の書き方

● 申告書第一表

⑮欄に計算欄Nの金額を転記します。

● 申告書第二表

「⑮生命保険料控除」欄のそれぞれの区分に応じ、計算欄A、B、E、F、Gの金額を「支払保険料等の計」欄に記入し、「うち年末調整等以外」欄には、「支払保険料等の計」欄に記入した金額のうち、年末調整でこの控除の適用を受けていない金額をそれぞれ記入します。

なお、給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「支払保険料等の計」欄に「源泉徴収分」と記入します。

※ K又はLの計算において、新生命保険料及び旧生命保険料の両方を支払っている場合で、旧生命保険料のみについて計算した控除額が、新旧両方の生命保険料について計算した控除額よりも有利になる場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。

新生命保険料及び旧生命保険料（又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料）の両方を支払っている場合の控除額は、それぞれの保険料の金額の別に、以下のとおりとなります。

- 旧生命保険料（旧個人年金保険料）が6万円を超える場合：旧生命保険料（旧個人年金保険料）について上記の計算欄で計算した金額（最高5万円）
- 旧生命保険料（旧個人年金保険料）が6万円以下の場合：新生命保険料（新個人年金保険料）について上記の計算欄で計算した金額と、旧生命保険料（旧個人年金保険料）について上記の計算欄で計算した金額の合計額（最高4万円）

なお、この場合であっても、K+L+Mの金額の合計額は12万円が限度となります。

4 地震保険料控除

第一表^⑮ 第二表^⑯

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合に控除されます。

なお、保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

◇ 控除される金額の計算欄

◎ 保険契約の別に記入します。

保険契約の別に証明された支払保険料		保険料の金額	
地震保険料のみの場合		(合計) _____円	A
地震保険料と 旧長期損害保 険料の両方が ある場合	地震保険料	_____円	B
	旧長期 損害保険料	_____円	C
旧長期損害保険料のみの場合		(合計) _____円	D
A+B		_____円	E
C+D		_____円	F

◎ 地震保険料控除額

Dの金額が10,000円以下	Dの金額 _____円	G
Dの金額が10,001円以上	D×0.5+5,000円(最高15,000円) _____円	
E+G	(最高5万円) _____円	H
Fの金額が10,000円以下	Fの金額 _____円	I
Fの金額が10,001円以上	F×0.5+5,000円(最高15,000円) _____円	
A+I	(最高5万円) _____円	J
地震保険料控除額 (HとJのいずれか多い方の金額)	_____円	K

※ 地震保険料及び旧長期損害保険料の両方の支払が証明された保険契約が2以上ある場合は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での申告書の作成が便利です。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

⑮欄に計算欄Kの金額を記入します。

・ 申告書第二表

◎ 計算欄Kに計算欄Hの金額を記入したとき

「地震保険料」欄の「支払保険料等の計」欄に計算欄Eの金額を、「旧長期損害保険料」欄の「支払保険料等の計」欄に計算欄Dの金額を記入します。

◎ 計算欄Kに計算欄Jの金額を記入したとき

「地震保険料」欄の「支払保険料等の計」欄に計算欄Aの金額を、「旧長期損害保険料」欄の「支払保険料等の計」欄に計算欄Fの金額を記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「支払保険料等の計」欄に「源泉徴収分」と記入します。

※ 「うち年末調整等以外」欄には、「支払保険料等の計」欄に記入した金額のうち、年末調整でこの控除の適用を受けていない金額を記入します。

5 寡婦・ひとり親控除

第一表①②～③ 第二表④⑤～⑥

あなたが寡婦かひとり親である場合に、所定の金額が控除されます。

◇ 控除額

	区分（要件等）	控除額
ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額（⇒27ページ）が500万円以下であること ② 総所得金額等（⇒27ページ）が48万円以下の生計を一にする子（※1）がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと	35 万円
寡婦	上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額（⇒27ページ）が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ◆ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆ 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族（※3）を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと	27 万円

※1 生計を一にする（⇒27 ページ）子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

※3 合計所得金額 48 万円以下の方に限ります。なお、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

①②～③欄に控除額を記入します。

また、ひとり親控除の適用を受ける場合は、「区分」の口に「1」を記入します。

・ 申告書第二表

「本人に関する事項（④～⑥）」欄の該当する箇所に○を記入します。

また、寡婦控除の適用を受ける場合は、あなたに当てはまる事由の口にチェック（✓）します。

6 勤労学生控除

第一表④⑤～⑥ 第二表⑦⑧～⑨

あなたが勤労学生である場合に控除されます。
なお、合計所得金額（⇒27 ページ）が 75 万円を超える方や勤労によらない所得が 10 万円を超える方は、この控除を受けることはできません。

◇ 控除額

27 万円です。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

④⑤～⑥欄に控除額を記入します（障害者控除額もある場合には、合計額を記入します。）。

・ 申告書第二表

「本人に関する事項（⑦～⑨）」欄の「勤労学生」欄に○を記入します。また、あなたが専修学校や各種学校の生徒である場合や職業訓練法人の認定職業訓練を受けている場合で、年末調整においてこの控除の適用を受けていない場合は、「□年調以外かつ専修学校等」をチェック（✓）します。

あなたや同一生計配偶者（⇒34 ページ）、扶養親族（⇒36 ページ）が、その年の12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において障害者や（同居）特別障害者である場合に、所定の金額が控除されます。

障害者控除は、配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。障害者控除の対象となる同一生計配偶者や扶養親族が国外居住親族（⇒70ページ）である場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）（⇒70ページ）の提示又は添付が必要となります。

介護保険法の要介護認定を受けられただけでは障害者控除の対象とはなりません。

障害者とは、身体障害者手帳や療養手帳（「愛護手帳」、「愛の手帳」や「みどりの手帳」など各自治体によって別の名称で呼ばれていることがあります。）、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方や、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など精神や身体に障害のある方のことです。

特別障害者とは、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方、重度の知的障害者と判定された方やいつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方など、障害者のうち特に重度の障害のある方のことです。

同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一同とする親族のどなたかとの同居を常としている方のことです（老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。）。

◇ 控除額

区分	控除額	
	あなたが障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合（1人につき）
障害者		27万円
特別障害者		40万円
同居特別障害者		75万円

◇ 申告書の書き方

• 申告書第一表

⑰～⑳欄に控除額を記入します（勤労学生控除の金額もある場合には、合計額を記入します。）。

○国外居住親族の同一生計配偶者がいる場合

「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合以外は配偶者（特別）控除欄の「区分2」の口に「1」を、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合は「2」を記入します。

○国外居住親族の扶養親族がいる場合

「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合以外は扶養控除欄の「区分」の口に「1」を、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合は「2」を記入します。国外居住親族の扶養親族が複数いる場合は、その全員の「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出・提示している場合にのみ、扶養控除欄の「区分」の口に「2」を記入します。

• 申告書第二表

あなたが障害者又は特別障害者である場合は、「本人に関する事項（⑰～⑳）」欄の「障害者」又は「特別障害者」欄に○を記入します。

また、同一生計配偶者や扶養親族が障害者又は特別障害者である場合は、「配偶者や親族に関する事項（㉑～㉓）」欄の障又は特障に○を記入します。

8 配偶者控除又は配偶者特別控除

第一表②①～②② 第二表②③～②④

あなたに生計を一にする(⇒27 ページ)配偶者がいる場合に、あなたの合計所得金額及び配偶者の合計所得金額(⇒27 ページ)に応じて所定の金額が控除されます。

- ※ 配偶者控除と配偶者特別控除を併せて受けることはできません。
- ※ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- ※ あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。
- ※ 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。
- ※ 配偶者控除の対象となる控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下の場合の配偶者をいいます。
- ※ 同一生計配偶者とは、その年の 12 月 31 日(年の中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 48 万円以下である人のことです。ただし、青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者を除きます。

◇ 控除額

		あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	
配偶者の合計所得金額	48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者 (控除対象配偶者のうち、 昭和 29 年 1 月 1 日以前 に生まれた人(年齢が 70 歳以上の人))	48 万円	32 万円	16 万円	
	48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	配偶者特別控除
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
	133 万円超	0 円	0 円	0 円	

※ 配偶者の合計所得金額は、配偶者の収入がパート収入(給与所得)のみの場合には、その収入金額から計算した給与所得の金額(⇒21 ページ)になります。また、配偶者の収入が公的年金等のみの場合には、その収入金額から計算した雑所得の金額(⇒23 ページ)になります。パート収入(給与所得)や公的年金等(雑所得)以外の所得がある場合には、他の所得も含めて合計所得金額を算出する必要があります。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

②①～②②欄に控除額を記入します。

※ 配偶者控除の場合、「区分1」の口は、記入しません。

※ 配偶者特別控除の場合、「区分1」の口に「1」と記入し、控除額を記入します。また、⑥欄に配偶者の合計所得金額を記入します。

※ 国外居住親族の配偶者がいる場合

「親族関係書類」及び「送金関係書類」(⇒70 ページ)の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合以外は配偶者(特別)控除欄の「区分2」の口に「1」を、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合は「2」を記入します。

• **申告書第二表**

「配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）」欄の最上段の行に、配偶者の氏名・マイナンバー（個人番号）・生年月日を記入します。

配偶者が、次に該当する場合は、該当する欄に○をします。

障害者	障	配偶者が障害者（⇒33 ページ）である場合
	特障	配偶者が特別障害者（⇒33 ページ）である場合
国外居住	国外	配偶者が国外居住親族である場合（※1、2）
	年調	配偶者が国外居住親族である場合で、年末調整において配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受けている場合
住民税	同一	配偶者が同一生計配偶者（⇒34 ページ）で、あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超える場合（※3）
	別居	配偶者と別居している場合又は配偶者が国外居住親族である場合（※4）
その他	調整	所得金額調整控除（⇒21 ページ）の(1)のFの金額がある場合で、かつ、配偶者が他の納税者の扶養親族とされており、あなたの「配偶者（特別）控除」の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者である場合（※5） （例えば、あなたの給与等の収入金額が 850 万円を超え、特別障害者の配偶者がいる場合で、かつ、その配偶者が同居している両親の一方の扶養控除の控除対象扶養親族（⇒36 ページ）となっている場合などが該当します。）

※1 「親族関係書類」及び「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）（⇒70ページ）を添付又は提示する必要があります。ただし、給与等（公的年金等）の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

※2 同一生計配偶者が国外居住親族であり、あなたが住民税について非課税限度額制度適用者であるときは、その同一生計配偶者に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）を令和6年3月15日（金）までに住所所在地の市区町村へ提出しなければなりません。ただし、住民税の申告書を提出する際に添付又は提示したこれらの書類については、別途提出する必要はありません。

※3 所得税等の所得控除に該当しませんので、第一表の⑳～㉔欄（配偶者（特別）控除）に金額は記入しません。なお、年末調整を受けた給与を有する方であっても、「配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）」欄の記入は省略せず、同一生計配偶者の氏名・マイナンバー（個人番号）・生年月日を記入します。

※4 「住民税・事業税に関する事項」の「上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所」欄に同一生計配偶者の氏名・住所を記入します。

※5 該当する場合には、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

あなたに控除対象扶養親族がいる場合(配偶者を除く。)には、所定の金額が控除されます。
控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、平成20年1月1日以前に生まれた(年齢が16歳以上の方)一定の方です。

- ※ 下記の申告書の書き方の申告書第二表の国外居住の口に入力する数字が「5」に該当する扶養親族は、扶養控除の適用はありません。
- ※ 扶養親族とは、その年の12月31日(年の中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にする(⇒27ページ)配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)、市町村長から養護を委託された老人のうち、合計所得金額(⇒27ページ)が48万円以下である方のことです。ただし、青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者は除きます。
- ※ 他の納税者の同一生計配偶者(⇒34ページ)又は扶養親族として配偶者(特別)控除、扶養控除又は障害者控除の対象とされている方については、扶養控除の適用はありません。

◇ 控除額

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族 (a)		63万円
老人扶養親族 (b)	同居老親等 (c)	58万円
	同居老親等以外の人	48万円

- (a) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)のことです。
- (b) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことです。
- (c) 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。
なお、老人ホームなどへ入居している場合は、同居を常としているとはいえません。

◇ 申告書の書き方

- ・ 申告書第一表
②③欄に、控除額の合計額を記入します。

○ 国外居住親族の扶養親族がいる場合

「親族関係書類」、「送金関係書類」及び「留学ビザ等書類」(⇒70ページ)のうち扶養控除の適用を受けるに当たって提出・提示が必要となる書類(※1)の全てを給与等の支払者に提出・提示している場合以外に扶養控除欄の「区分」の口に入力する数字が「1」を、これらの書類の全てを給与等の支払者に提出・提示している場合は「2」を記入します。国外居住親族の扶養親族が複数いる場合で、その全員についてのこれらの書類を全て提出・提示しているときにのみ、扶養控除欄の「区分」の口に入力する数字が「2」を記入します。

・ 申告書第二表

「配偶者や親族に関する事項(②③)」欄の2行目以降に、扶養親族の氏名・マイナンバー(個人番号)・続柄・生年月日を記入します。

扶養親族が、次に該当する場合は、該当する欄に○をします。

障害者	障	扶養親族が障害者(⇒33ページ)である場合	
	特障	扶養親族が特別障害者(⇒33ページ)である場合	
国外居住	□	扶養親族が国外居住親族である場合(※1、2) 次の国外居住親族の区分に応じて、該当する数字を記入します。	
		16歳未満(※3)	5(注1)
		16歳以上30歳未満又は70歳以上	1
		30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方(注2) 2
			② 障害者(注2) 3
			③ あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方(注2) 4
		上記①～③以外の方	5(注1)
		(注1) 国外居住親族の区分が「5」になる場合には、扶養控除の適用はありませんので、第一表の②③欄(扶養控除)に金額は記入しません。	
		(注2) ①及び②の両方、②及び③の両方又は①～③のすべてに該当する場合は「3」を記入します。②に該当せず、①及び②に該当する場合は、添付又は提示する書類に応じて、『留学ビザ等書類』(⇒70ページ)を使用する場合には、「3」を、『38万円送金書類』(⇒70ページ)を使用する場合は「4」を記入します。	
	年調	扶養親族が国外居住親族である場合で、年末調整において扶養控除又は障害者控除の適用を受けている場合	

住民税	16	扶養親族が 16 歳未満である場合（※3）
	別居	扶養親族と別居している場合又は扶養親族が国外居住親族である場合（※4）
その他	調整	所得金額調整控除（⇒21 ページ）の(1)のFの金額がある場合で、かつ、扶養親族が他の納税者の扶養親族又は同一生計配偶者（⇒34 ページ）とされており、あなたの「扶養控除」又は「障害者控除」の対象とならない扶養親族であって、特別障害者又は 23 歳未満の扶養親族である場合（※5） （例えば、あなたと配偶者の給与等の収入金額がそれぞれ 850 万円を超え、特別障害者又は 23 歳未満の扶養親族の子がいる場合で、かつ、その子が配偶者の扶養控除の控除対象扶養親族となっている場合などが該当します。）

- ※1 「親族関係書類」、「送金関係書類」（□に「4」を記入した国外居住親族については「38万円送金書類」）及び□に「2」を記入した場合には「留学ビザ等書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）（⇒70ページ）を添付又は提示する必要があります。ただし、給与等（公的年金等）の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。
- ※2 16歳未満の扶養親族が国外居住親族であり、あなたが住民税について非課税限度額制度適用者であるときは、その16歳未満の扶養親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）を令和6年3月15日（金）までに住所所在地の市区町村へ提出しなければなりません。ただし、住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書又は公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する際に添付又は提示したこれらの書類については、別途提出する必要はありません。
- ※3 所得税等の所得控除に該当しませんので、第一表の㉓欄（扶養控除）に金額は記入しません。なお、年末調整を受けた給与を有する方であっても、「配偶者や親族に関する事項（㉔～㉖）」の記入は省略せず、16歳未満の扶養親族の氏名・マイナンバー（個人番号）・続柄・生年月日を記入します。
- ※4 「住民税・事業税に関する事項」の「上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所」欄にそれぞれの氏名・住所を記入します。
- ※5 該当する場合には、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

10 基礎控除

第一表㉔

基礎控除は、あなたの合計所得金額（⇒27 ページ）が2,500 万円以下の場合に適用される控除です。

◇ 控除額

あなたの合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超～2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超～2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円（適用なし）

◇ 申告書の書き方

- 申告書第一表
㉔欄に控除額を記入します。

11 ⑬から㉔までの計

第一表㉕

◇ 申告書の書き方

- 申告書第一表
㉕欄に、⑬欄から㉔欄までを合計し、記入します。

あなたや、総所得金額等（⇒27 ページ）が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする（⇒27 ページ）方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合や、あなたが災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出※1）をした場合に控除されます。

ただし、書画、骨とう、貴金属、別荘などの生活に通常必要でない資産の災害による損失は、雑損控除の対象となりませんが、これらは、令和5年分や令和6年分の総合課税の譲渡所得（⇒24 ページ）から差し引くことができます。

所得金額の合計額（※2）が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた場合には、雑損控除と災害減免法による税金の減免（⇒46 ページ）との、いずれか有利な方（※3）を選ぶことができます。

※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去のためにした支出などをいいます。

なお、災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去するための支出などの原状回復支出については、災害のやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には3年以内）に支出したものが対象となります。

※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。

※3 いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

◇ 控除される金額の計算欄

損害金額 (災害関連支出の金額を含む)	(合計) _____円	A
保険金などで 補てんされる金額	_____円	B
差引損失額 (A - B)	(マイナスのときは0円) _____円	C
申告書第一表の⑫欄 +退職所得金額 +山林所得金額(※)	_____円	D
D × 0.1	(赤字のときは0円) _____円	E
C - E	(赤字のときは0円) _____円	F
Cのうち 災害関連支出の金額	_____円	G
G - 50,000円	(赤字のときは0円) _____円	H
雑損控除額 (FとHのいずれか 多い方の金額)	_____円	I

※ ほかに申告分離課税（⇒10 ページ）の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前の金額）の合計額を加算します。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

②⑥欄に計算欄Iの金額を記入します。

・ 申告書第二表

「雑損控除に関する事項（②⑥）」欄に損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類、「損害金額」A、「保険金などで補てんされる金額」B、「差引損失額のうち災害関連支出の金額」Gを記入します。

あなたや生計を一にする（⇒27 ページ）配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。

※ 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例（⇒41 ページ）は選択適用です。
いずれか一方を選択し、該当する計算欄で計算を行います。

◇ 控除される金額の計算欄

支払った医療費	(合計)	A
保険金などで補てんされる金額（※1）		B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C
申告書第一表の⑫欄 +退職所得金額 +山林所得金額（※2）		D
$\square \times 0.05$	(赤字のときは0円)	E
$\square$ と100,000円 のいずれか少ない 方の金額		F
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円・赤字のときは0円)	G

※1 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください（「申告に誤りがあった場合など」（⇒61ページ）を参照してください。）。

※2 ほかに申告分離課税（⇒10ページ）の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前の金額）の合計額を加算します。

◇ 申告書の書き方

• 申告書第一表

②⑦欄に『医療費控除の明細書』で計算した金額（左記計算欄G）の金額を記入します。

※ 「区分」の口は記入しません。

『医療費控除の明細書』は、確定申告書と一緒に提出してください。

なお、医療保険者等から交付を受けた医療費通知に基づいて医療費控除の明細書の記載を省略する場合には、医療費通知の添付も必要となります。

◎ 医療費控除の対象となる医療費

(1) 次のものの対価のうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- ① 医師、歯科医師による診療や治療
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入
- ③ 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供
- ④ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術
- ⑤ 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話
- ⑥ 助産師による分娩の介助
- ⑦ 医師等による一定の特定保健指導
- ⑧ 介護福祉士等による喀痰吸引等

(注) 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価は医療費控除の対象となります。医療費控除の対象となる介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価については、国税庁ホームページ（タックスアンサー『医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービス（居宅サービス等）の対価』）をご覧ください。なお、障害者自立支援法制度の下で提供される居宅介護、重度訪問介護等の一定の障害福祉サービスの対価なども医療費控除の対象となります。

(2) 次のような費用で診療等を受けるために直接必要なもの

- ① 通院費、入院の対価として支払う部屋代や食事代、医療用器具の購入や賃借のための費用
- ② 義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用
- ③ 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用に当たるもの

(注) 1 6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるものも、医療費に含まれます。

なお、この「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書は確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

※ おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

2 医療費は、令和5年中に実際に支払ったものに限り控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

※ 次のような費用は、医療費控除の対象に含まれません。

- ① 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で支払った整形手術の費用
- ② 疾病の予防又は健康増進などに供されるものの医薬品の購入費用（疾病を予防するための予防接種やサプリメント等の費用を含みます。）
- ③ 親族などから人的役務の提供を受けたことに對し支払う謝礼
- ④ 治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用
- ⑤ タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。）

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする（⇒27 ページ）配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った特定の医薬品の購入費が 12,000 円を超える場合に控除されます。

※ 健康の保持増進及び疾病の予防への取組に要した費用（人間ドックの受診費用など）は、控除の対象になりません。

※ 通常の医療費控除（⇒39ページ）とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。いずれか一方を選択し、該当する計算欄で計算を行います。

◇ 控除される金額の計算欄

支払った金額	(合計) _____円	A
保険金などで補てんされる金額(※)	_____円	B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円) _____円	C
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高88,000円・赤字のときは0円) _____円	D

※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください（「申告に誤りがあった場合など」（⇒61ページ）を参照してください。）。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

②⑦欄の「区分」に「1」と記入し、『セルフメディケーション税制の明細書』で計算した金額（左記計算欄Dの金額）を記入します。

『セルフメディケーション税制の明細書』は、確定申告書と一緒に提出してください。

14 寄附金控除

第一表^{②⑧} 第二表^{②⑧}

あなたが国、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税等）（※1）社会福祉法人や認定NPO法人等（※2）など特定の団体に対して支出した一定の寄附金（学校の入学に関するものを除く。）、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額、一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合に控除されます。

※1 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例（⇒66ページ）の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税の全ての金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

※2 認定NPO法人等とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特例認定を受けたNPO法人を含む。）をいいます。

認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ（<https://www.npo-homepage.go.jp>）をご覧ください。

※3 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益財団法人等に対するものを支出した場合には、それぞれ政党等寄附金特別控除（⇒45 ページ）や認定NPO法人等寄附金特別控除（⇒45 ページ）、公益社団法人等寄附金特別控除（⇒46 ページ）と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。

◇ 控除される金額の計算欄

寄附金（※1）	（合計） _____円	A
申告書第一表の⑫欄 +退職所得金額 +山林所得金額（※2）	_____円	B
③×0.4	（赤字のときは0円） _____円	C
③と④のいずれか 少ない方の金額	_____円	D
寄附金控除額 （④－2,000円）	（赤字のときは0円） _____円	E

※1 政党等寄附金特別控除や認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除を受ける金額は記入しません。

※2 ほかに申告分離課税（⇒10ページ）の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前の金額）の合計額を加算します。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

⑳欄に計算欄⑤の金額を記入します。

・ 申告書第二表

「寄附金控除に関する事項（㉔）」欄に寄附先の所在地・名称を書いて、計算欄の③の金額を記入します。

また、「住民税・事業税に関する事項」欄（⇒55ページ）に該当事項を記入します。

※ 個人住民税の寄附金税額控除について

個人住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、この手引きの55ページを確認の上、「住民税・事業税に関する事項」欄に必ず記入してください。この欄が記入されていない場合には、個人住民税の賦課決定の際に控除が受けられないことがありますのでご注意ください。

15 合計（所得から差し引かれる金額の合計）

第一表㉑

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

㉑欄に、これまで申告書第一表の㉕欄から㉗欄に記載した金額の合計額を記入します。

2-6 手順4 税金の計算

1 課税される所得金額

第一表③⑩

◇ 課税される所得金額の計算欄

所得金額の合計 (申告書第一表の⑫欄)	_____円	A
所得から差し引かれる 金額の合計 (申告書第一表の⑳欄)	_____円	B
差引金額(※) (A - B)	(千円未満の端数切捨て) _____,000円	C

※ 1,000円未満の場合(赤字の場合を含む)は、0円となります。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

③⑩欄に計算欄Cの金額を記入します。

申告分離課税の所得がある方は、申告書第三表(分離課税用)で計算しますので、③⑩欄を記入する必要はありません。

2 課税される所得金額に対する税額

第一表③⑪

◇ 課税される所得金額に対する税額の計算欄

Cの金額	課税される所得金額に対する税額	
0円	0円	
1,000円 ～ 1,949,000円	$C \times 0.05$ _____円	
1,950,000円 ～ 3,299,000円	$C \times 0.1 - 97,500$ _____円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	$C \times 0.2 - 427,500$ _____円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	$C \times 0.23 - 636,000$ _____円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	$C \times 0.33 - 1,536,000$ _____円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	$C \times 0.4 - 2,796,000$ _____円	
40,000,000円～	$C \times 0.45 - 4,796,000$ _____円	

D

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

③⑪欄に計算欄Dの金額を記入します。

変動所得や臨時所得について平均課税を選択した方は、『変動所得・臨時所得の平均課税の計算書』で計算した金額を③⑪欄に記入します。

また、申告分離課税の所得がある方は、申告書第三表(分離課税用)の③⑪欄の金額を③⑪欄に記入します。

第四表(損失申告用)を使用する方は、『確定申告の手引き(損失申告用)』を参照してください。

3 配当控除

第一表③⑫

内国法人から支払を受ける配当や特定株式投資信託(※1)(外国株価指数に投資を行うものを除く。)及び特定証券投資信託(※2)の収益の分配がある場合には、所定の金額が控除されます。
ただし、申告分離課税を選択したものなどは配当控除の適用はありません(⇒58ページ)。

◇ 控除される金額の計算欄

配当所得の金額(※3) (申告書第一表の⑤欄)	_____円	A
課税される所得金額(※4) (申告書第一表の⑩欄)	_____,000円	B
①-1,000万円	(赤字のときは0円) _____円	C
① - ③	(赤字のときは0円) _____円	D
④ × 0.1	_____円	E
(①-④) × 0.05	_____円	F
配当控除額 (⑤ + ⑥)	_____円	G

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

⑩欄に計算欄Gの金額を転記します。

※1 特定株式投資信託とは、信託財産が株式のみの証券投資信託のうち、株価指数連動型などの一定の上場投資信託（ETF）などの上場しているものをいいます。

※2 特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。

HP参照：『特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ』

※3 配当所得のうち配当控除の対象とならない配当等がある場合には、この計算欄においてはその金額を除きます。

また、他の所得の赤字と損益通算（⇒25ページ）する前の配当所得の金額を記入します。

※4 申告分離課税の所得がある場合は、それらの所得金額（繰越控除の適用後の金額、長（短）期譲渡所得については特別控除後の金額）も加算します。

4 「③」（区分）欄

第一表③

事業を営む方が、中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除など、事業所得等の特例に係る税額控除などの適用を受ける場合には、その控除額を記入します。

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

③欄の左側空欄に「投資税額等」と、「区分」の口に「1」と書き、③欄に控除額を記入します。

・ 申告書第二表

「特例適用条文等」欄に該当条文を記入します。

5 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除

第一表③④

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成26年1月1日以後に居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすときに控除を受けることができます。

HP参照：『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）』

『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（住宅の増改築用）』

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

③④欄に、『（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

※「区分1」の口は、東日本大震災の被災者の方が、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用を受ける場合、『東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ』を参考に記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除の適用を受けている場合には、源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」欄の額（摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に金額が記載されている場合はその額）を申告書第一表の③④欄に記入し、「区分2」の口に「1」を記入します。

申告書第二表

「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を記入します。

「認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例」の適用を受ける場合は㊟と、
「バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受ける場合は㊿と、
「省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受ける場合は㊟と、
「多世帯同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受ける場合は㊿などと、
居住開始年月日の頭部に記入します。

また、居住開始年月日の末尾に、住宅の取得等又は住宅の増改築等が特別特例取得（※１）に該当し、令和４年末までに居住した場合は（特特）と、特例特別特例取得（※２）に該当し、令和４年末までに居住した場合は（特特特）と、特例取得（※３）かつ新型コロナウイルスの影響による入居遅延に該当する場合は（特特）と、特別特定取得（※４）に該当し、令和２年末までに居住した場合は（特特）と、住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得（※５）に該当し、令和３年末までに居住した場合（※１から※４に該当する場合を除きます。）は（特）と記入します。

- ※１ 特別特例取得とは、特別特定取得（※４）のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に締結されているものをいいます。
- ・居住用家屋の新築…令和２年１０月１日から令和３年９月３０日までの期間
 - ・居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得、居住の用に供する家屋の増改築等…令和２年１２月１日から令和３年１１月３０日までの期間
- ※２ 特例特別特例取得とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が４０㎡以上５０㎡未満の住宅の取得等をいいます。
- ※３ 特例取得とは、特別特定取得（※４）のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ以下の日までに締結されているものをいいます。
- ・居住用家屋の新築…令和２年９月３０日までの期間
 - ・居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得又は居住の用に供する家屋の増改築等…令和２年１１月３０日までの期間
- ※４ 特別特定取得とは、その住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、１０％の税率により課されるべきものである場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除きます。）が該当します。
- ※５ 特定取得とは、その住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、１０％又は８％の税率により課されるべきものであるときが該当します。
- （注）上記の「消費税額等」とは、消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。

6 政党等寄附金等特別控除

第一表㊟～㊿

◇ 政党等寄附金特別控除

あなたが行った特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものがある場合に控除を受けることができます。

HP参照：『政党等寄附金特別控除を受けられる方へ』

◇ 認定NPO法人等寄附金特別控除

あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たす場合に控除を受けられます。

HP参照：『認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』

◇ 申告書の書き方

『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』を参照してください。

◇ 公益社団法人等寄附金特別控除

あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合や、国立大学法人や公立大学法人などに一定の寄附金を支出した場合で一定の要件を満たす場合に控除を受けられます。

HP参照：『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』

各寄附金について、寄附金控除（⇒41 ページ）を受ける場合には、併せてこれらの各控除を受けることはできません。いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

7 住宅耐震改修特別控除等

第一表③⑧～④①

◇ 住宅耐震改修特別控除

家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときに控除を受けられます。

HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』

◇ 住宅特定改修特別税額控除

家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をした場合で、一定の要件を満たす場合に控除を受けられます。

HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』

◇ 認定住宅等新築等特別税額控除

認定住宅等の新築や新築の認定住宅等を購入した場合で一定の要件を満たす場合に控除を受けられます。

HP参照：『認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ』

◇ 申告書の書き方

③⑧～④①欄に、住宅耐震改修特別控除の場合は、「区分」の口に「1」と記入し、『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』で計算した金額を、住宅特定改修特別税額控除の場合は、「区分」の口に「2」と記入し、『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』で計算した金額を、認定住宅等新築等特別税額控除の場合は、「区分」の口に「3」と記入し、『認定住宅等新築等特別税額の計算明細書』で計算した金額を、複数の控除がある場合は、「区分」の口に「4」と記入し、控除額の合計額を記入します。

詳しくは、『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』、『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』又は『認定住宅等新築等特別税額控除額の計算明細書』を参照してください。

8 差引所得税額

第一表④①

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

③①欄の金額から、③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄の金額を差し引いた金額（赤字の場合は「0」）を④①欄に記入します。

9 災害減免額

第一表④②

所得金額の合計額（⇒38 ページ）が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財について損害を受けた場合に、その損害額（保険金、損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く。）が、住宅や家財の価額の2分の1以上のときに税金の減免を受けられます。

なお、その損害について雑損控除（⇒38 ページ）を受けた場合には、併せてこの減免を受けることはできません。いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

◇ 所得税の軽減額の計算

差引所得税額 (申告書第一表の④)	_____円	A
所得金額の合計額	所得税の軽減額	
~5,000,000円	Aの金額 _____円	B
5,000,001円 ~ 7,500,000円	A×0.5 _____円	
7,500,001円 ~10,000,000円	A×0.25 _____円	

◇ 申告書の書き方

- 申告書第一表
計算欄 B の金額を④欄に記入します。

10 再差引所得税額（基準所得税額）

第一表④

◇ 申告書の書き方

- 申告書第一表
④欄から④欄の金額を差し引いた金額を④欄に記入します。

11 復興特別所得税

第一表④

基準所得税額に 2.1% の税率を乗じて計算します。

◇ 申告書の書き方

- 申告書第一表
④の金額に 2.1% の税率を乗じて計算した金額を④欄に記入します。
- ※ 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

△「復興特別所得税額」欄の記入漏れにご注意ください！！

12 所得税及び復興特別所得税の額

第一表④

所得税額と復興特別所得税額の合計額を記入します。

◇ 申告書の書き方

- 申告書第一表
④欄の金額と④欄の金額の合計額を④欄に記入します。

13 外国税額控除等

第一表④~④

◆ 外国税額控除

令和5年中に納付した外国所得税がある場合などに控除されます。

HP 参照：『外国税額控除を受けられる方へ』

◆ 分配時調整外国税相当額控除

集団投資信託の収益の分配等の支払を受ける場合で一定の要件を満たす場合に控除されます。

◇ 申告書の書き方

- 申告書第一表
④~④欄に、『外国税額控除に関する明細書』又は『分配時調整外国税相当額控除に関する明細書』で計算した金額を記入します。

なお、「区分」の口には、外国税額控除のみ適用があり、かつ、外国税額控除が復興特別所得税から控除されている場合は「1」を、分配時調整外国税相当額控除のみ適用があり、かつ、分配時調整外国税相当額控除が復興特別所得税から控除されている場合は「2」を、外国税額控除と分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、どちらかの控除（又は両方の控除）が復興特別所得税から控除されている場合は「3」を記入します。

14 源泉徴収税額

第一表④

給与や年金などの支払者において、あらかじめ差し引かれた所得税等の額がある場合に控除されます。
なお、源泉分離課税（⇒10 ページ）の所得や、確定申告をしないことを選択した配当所得等（⇒58 ページ）などに係る所得税等の源泉徴収税額は、控除できません。

◇ 申告書の書き方

● 申告書第一表

④欄に、所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

● 申告書第二表

「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に該当事項を記入します。

『所得の内訳書』を添付する方は、所得の種類ごとに所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

※ 申告書第三表（分離課税用）を使用して、申告分離課税の上場株式等の配当所得等、株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る所得税等の源泉徴収税額も記入します。

15 申告納税額

第一表⑤

◇ 申告書の書き方

● 申告書第一表

⑤欄の金額から⑥～⑦欄、⑧欄の金額を差し引き、次により記入します。

- ・ 差し引いた金額が黒字の場合には、100 円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」）を⑨欄に記入します。
- ・ 差し引いた金額が赤字の場合には、金額の頭に「△」又は「－」を付けてそのままの金額を⑨欄に記入します。

16 予定納税額

第一表⑥⑦

◇ 申告書の書き方

● 申告書第一表

⑥欄に、予定納税額のある方は、通知書に記載された予定納税額（⇒61 ページ）の合計額を記入します。

※ 税務署から通知を受けた予定納税額について、実際に納めたかどうかにかかわらず、通知書に記載された合計欄の金額を記入します。「予定納税基準額」ではありませんので、ご注意ください。

なお、予定納税の減額承認申請（⇒61 ページ）をし、税務署から『令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』を受け取った方は、減額承認後の予定納税額を記入してください。

※ 税務署から『確定申告のお知らせ』又はあなたの氏名や納税地の所在地が印字されている申告書用紙が送付されている方は、所得税等の予定納税額が表示されています。

※ e-Taxをご利用の方は、メッセージボックスに格納される申告に関するお知らせから確認することもできます。

⚠ 「予定納税額」欄の記入漏れにご注意ください！！

17 第3期分の税額

第一表⑧⑨

◇ 申告書の書き方

● 申告書第一表

⑧欄の金額から⑨欄の金額を差し引き、次により記入します。

- ・ 差し引いた金額が黒字の場合には、100円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」）を⑩欄に記入します。

納税の方法は、3 ページを参照してください。

なお、令和5年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の納期限は、令和6年3月15日（金）です。

- ・ 差し引いた金額が赤字の場合には、そのままの金額を⑩欄に記入します。
還付される税金の受取場所は、50 ページを参照してください。

「修正前の第3期分の税額⑤③」欄及び「第3期分の税額の増加額⑤④」欄は、修正申告（法定申告期限後に、申告をした税額等が実際より少なかったときに正しい税額に訂正する手続）をする際に記載します。

記載方法等の詳細は61ページ「3-5 申告に誤りがあった場合など」を参照してください。

※ 法定申告期限内に訂正する場合は、この欄を記載せず、再度、確定申告書を正しく作成し、期限までに提出してください。

2-7 手順5 その他（申告書第一表）

◇ 申告書の書き方

(1) 公的年金等以外の合計所得金額⑤⑤

22ページで計算した「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」を記入します。

※ 公的年金等の収入がない方は、記入する必要はありません。

(2) 配偶者の合計所得金額⑤⑥

配偶者特別控除（⇒34ページ）を受ける場合に、配偶者の合計所得金額（⇒27ページ）を記入します。

(3) 専従者給与（控除）額の合計額⑤⑦

青色事業専従者又は事業専従者がある場合に、それぞれ『青色申告決算書』や『収支内訳書』から専従者控除額を転記します。

(4) 青色申告特別控除額⑤⑧

『青色申告決算書』から、青色申告特別控除額を転記します。

(5) 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額⑤⑨

「源泉徴収税額④⑧」欄に記入した税額のうち、雑所得、一時所得等の金額に対する所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

※ 株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る所得税等の源泉徴収税額も合計します。

(6) 未納付の所得税等の源泉徴収税額⑥⑩

申告書第一表の④⑨欄が赤字となる場合で、給与等の支払者において未払の収入金額があり、その収入金額に対する所得税等の源泉徴収税額について支払者において未納付のものがあるとき、その未納付の所得税等の源泉徴収税額を記入します。

※ 未納付の所得税等の源泉徴収税額がある場合には、源泉徴収票等の「源泉徴収税額」欄に内書きで記載されます。

※ 未納付の所得税等の源泉徴収税額については、納付後、『源泉徴収税額の納付届出書』を提出して還付を受けてください。

(7) 本年分で差し引く繰越損失額⑥⑪

前年分から繰り越された損失額を総所得金額等から差し引く場合で、翌年以後に繰り越す損失がないときに、その差し引く繰越損失額を記入します。

※ 申告書第四表（損失申告用）を一緒に提出する方は、この欄は書きません。

※ 株式等の譲渡所得等、申告分離課税の上場株式等の配当所得等及び先物取引の雑所得等から差し引く繰越損失額は、申告書第三表（分離課税用）に書くため、ここには含めません。

(8) 平均課税対象金額⑥⑫／変動・臨時所得金額⑥⑬

変動所得や臨時所得について、平均課税を選択する場合は、『変動所得・臨時所得の平均課税の計算書』で計算した内容を転記します。

HP参照：『変動所得・臨時所得の説明書』

2-8 手順5 延納の届出

所得税等の第3期分の納める税金を延納（※）する場合に記入します。

※ 確定申告により納付する税金の2分の1以上の金額を令和6年3月15日（金）までに納付すれば（振替納税利用の場合は、振替日に振替納税することで）、残りの額を同年5月31日（金）まで延納することができます。延納期間中は、年「7.3%」と「利子税特例基準割合」のいずれか低い割合で利子税がかかります。

◇ 延納届出額の計算

第3期分の納める税金 (申告書第一表の⑤欄)	_____ 00 円	A
延納届出額 A×0.5以下の金額	(千円未満の端数切捨て) _____,000 円	B
申告期限までに 納付する金額 (A - B)	_____ 00 円	C

◇ 申告書の書き方

・ 申告書第一表

⑥4欄に計算欄Cの金額を、また、⑥5欄にBの金額を記入します。

2-9 手順5 還付される税金の受取場所

還付申告の方は、振込みを希望する預貯金口座を申告書第一表の「還付される税金の受取場所」欄に、次により記入します。

(注) 1 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。

①預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合、②名義が旧姓のままの名義である場合には、振込みできないことがあります。

2 公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。）し、「公金受取口座の利用」欄（下記「公金受取口座の登録・利用」参照）に○を記入する場合には、「還付される税金の受取場所」欄を記載する必要はありません。

3 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。

4 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、還付金の振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

5 ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取をご希望の場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

《記載例》

○ 銀行等の預金口座の場合

還付される税金の受取場所	銀行等	郵便局等	※記入不要	預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄
口座番号	××××××××××							

口座番号（7桁以内）

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を記入します。

口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで記入します。

○ ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

還付される税金の受取場所	※記入不要	銀行等	郵便局等	※記入不要	預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄
口座番号	1××××0-××××××××								

記号部分（5桁）

番号部分（2～8桁）

貯金総合通帳の記号番号のみを左詰めで記入します。

※ 他の金融機関への振込用の「店名(店番)」、「口座番号」は記入しないでください。

※ 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳等再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。

2-10 手順5 公金受取口座の登録・利用

「還付される税金の受取場所」欄に記載した預貯金口座を公金受取口座として新たに登録する場合や既に登録している公金受取口座を変更する場合には、申告書第一表の「公金受取口座登録の同意」欄に○を記入します。既に登録済みの場合には、再度「公金受取口座登録の同意」欄に○は記入不要です。

※ 上記の方法のほか、マイナポータルからも公金受取口座の登録が可能です（<https://myna.go.jp>）。

※ 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いいたします。

※ 公金受取口座の変更のみを行う場合や登録の抹消を行う場合は、マイナポータルから手続きを行ってください。

また、公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。）する場合には、申告書第一表の「公金受取口座の利用」欄に○を記入します（この場合には、「還付される税金の受取場所」欄に銀行名等を記載する必要はありません。）。

※ 公金受取口座を利用されない方は、「還付される税金の受取場所」欄に受取口座等を記入します。

※ 納税管理人を指定している場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座が還付金の振込先となります（納税管理人名義の口座を公金受取口座として登録・利用はできません。）。

※ 「公金受取口座の利用」欄に○があり、「還付される税金の受取場所」欄にも記載がある場合は、記載された振込先に還付金を振り込みます。

●公金受取口座の登録・利用にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

確定申告書に申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）が正しく記載されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を登録・利用することはできません。また、預貯金口座の情報が正しく記載されていない場合も、公金受取口座を登録することはできません。公金受取口座の登録結果については、マイナポータルから必ず確認してください（※）。

詳しくは、デジタル庁ホームページ「所得税の確定申告手続きにおける登録について」をご覧ください（https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_faq_03）。

※ 確定申告で還付金を受け取ることができる金融機関であっても、公金受取口座として登録できない場合があります。公金受取口座として登録できる金融機関はデジタル庁ホームページをご覧ください。

●「公金受取口座の利用」を希望される前にご確認ください。

公金受取口座は、給付金等の受取のための口座として、デジタル庁に登録する預貯金口座です。振替納税やダイレクト納付を利用するために税務署に届出された預貯金口座は公金受取口座ではありませんので、「公金受取口座の利用」欄に○を記入する前に公金受取口座の登録が済んでいるかご確認ください。

●公金受取口座の「登録」・「利用」の手続きは同時に行えません。

公金受取口座の登録と利用の手続きを同時に行うことはできません。「公金受取口座登録の同意」と「公金受取口座の利用」の両方に○を記入することのないよう、ご注意ください。

● 公金受取口座登録制度とは

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/）。

なお、制度に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

○ 0120-95-0178（マイナンバー総合フリーダイヤル）

受付時間 平日：9時30分から20時00分まで

土日祝：9時30分から17時30分まで（年末年始を除く）

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もご覧ください（https://img.myna.go.jp/htmlaccount_registration_riyoukiyaku.html）。

● 登録状況の確認・登録口座の変更・登録の抹消について

公金受取口座の登録状況の確認、登録口座の変更、登録の抹消を行う方は、マイナポータルからお手続きください（<https://myna.go.jp>）。

2-11 手順6 住民税・事業税に関する事項（申告書第二表）

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。

ただし、次の事項については、所得税等と住民税や事業税とでは取扱いが異なるため、申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当事項を記入します。

詳しくは、お住まいの市区町村又は都道府県にお尋ねください。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

1 別居の配偶者・親族・事業専従者の氏名・住所

第二表で記入した配偶者・親族・事業専従者のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。

なお、国外居住親族である場合には、「国外」欄に○を記入します。

※ 年末調整を受けた給与がある方が、第二表の「配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）」欄の記入を省略するときは、その別居している方のマイナンバー（個人番号）も記入します（35 ページの配偶者及び37 ページのその他の親族で調整に○を記入した場合については、マイナンバーの記入は不要です。）。

2 所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税で一定の理由に基づき専従者給与届出書を提出しないで配偶者控除や扶養控除の対象とした方を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができます（青色事業専従者の要件は、所得税の場合と同様）。

これに該当する専従者がある場合には、その方の氏名と給与の額を記入します。

3 住民税

(a) 非上場株式の少額配当等

住民税は、所得税等において確定申告不要制度（⇒58 ページ）を選択した非上場株式の少額配当等についても他の所得と総合して課税されますので、記入が必要です。

◇ 申告書の書き方

右のB欄に該当する金額がある方は、計算欄Cの金額を申告書第二表の「非上場株式等の少額配当等」欄に転記します。

◇ 配当に関する住民税の特例の計算

配 当 所 得 の 金 額 (申告書第一表の⑤)	_____ 円	A
確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等	_____ 円	B
配当に関する住民税の特例 (A+B)	_____ 円	C

※ 特別徴収された住民税額（配当割戻）は、配当割戻控除額欄に記入してください。

(b) 非居住者の特例

令和5年中に非居住者期間があった方は、その期間中に生じた国内源泉所得について住民税が課税されていません。その国内源泉所得のうち所得税等で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

(c) 配当割除額・株式等譲渡所得割除額

令和5年中に道府県民税配当割額（5%の税率）が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県民税株式等譲渡所得割額（5%の税率）が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税等の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税等の確定申告をして所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。

所得税等の確定申告をした場合は、配当割額、株式等譲渡所得割額を申告書第二表の「配当割除額」欄及び「株式等譲渡所得割除額」欄に記入します（記入がない場合、この控除を受けることができませんのでご注意ください。）。

※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額には、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額は含めません。

※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続きを市区町村が納税者に通知することになっています。

(d) 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法

給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には、申告書第二表の「特別徴収」に、また、給与から差し引かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には「自分で納付」に○を記入してください。

給与所得及び令和6年4月1日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は公的年金から差し引かれます。

なお、公的年金等に係る所得に対する住民税については、「市区町村からのお知らせ」（⇒67ページ）を参照してください。

(e) 寄附金税額控除

① 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税等）や、② あなたの令和6年1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、③ あなたの令和6年1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄附金、④ あなたの令和6年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金について、それぞれの合計寄附金額を記入します。

※ ふるさと納税について、申告特例（ワンストップ特例）を申請している場合でも、確定申告を行うと当該申請が無効となります。確定申告を行う場合には、特例申請をした分も含めて寄附金の金額を記入してください。また、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、寄附日においてふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方公共団体に対するものは特例控除の対象となりませんので、「共同募金、日赤その他の寄附」欄へ記入してください。

※ 災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」欄に記入してください。

例えば、災害義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」欄に記入せず、誤って「共同募金、日赤その他の寄附」欄に記入した場合には、寄附金税額控除の金額が正しく計算されませんので、ご注意ください。

※ ①・②について、都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金がある場合は、両方の欄に記入してください。どの団体・行事が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問合せください。

※ 認定NPO法人等以外のNPO法人等に対する寄附金のうち、住所地の都道府県、市区町村が条例で指定したものは所得税の寄附金控除の対象となりませんが、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。この場合、別途、市区町村への申告が必要です。

（記載例）以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① ●●県（ふるさと納税） | 80,000 円 |
| ② □□市（ふるさと納税） | 40,000 円 |
| ③ 住所地の日本赤十字社支部 | 90,000 円 |
| ④ 住所地の都道府県共同募金会（社会福祉法人） | 20,000 円 |
| ⑤ 社会福祉法人▲▲（住所地の都道府県が条例で指定） | 55,000 円 |
| ⑥ 認定NPO法人△△（住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定） | 15,000 円 |

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| A 「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」欄 → ①と②が対象 | ①+② = 120,000 円 |
| B 「共同募金、日赤その他の寄附」欄 → ③と④が対象 | ③+④ = 110,000 円 |
| C 「都道府県条例指定寄附」欄 → ⑤と⑥が対象 | ⑤+⑥ = 70,000 円 |
| D 「市区町村条例指定寄附」欄 → ⑥が対象 | ⑥ = 15,000 円 |

※ ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附（特例控除対象以外）については、AではなくBに記入します。

A	B	C	D
都道府県、市区町村への寄附 （特例控除対象）	共同募金会、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
120,000	110,000	70,000	15,000

※ ⑥の寄附金の額が「都道府県」及び「市区町村」の両方の欄に含まれることから、①から⑥の合計額とAからDの合計額は同じになります。

(f) 退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名等

個人住民税では、扶養親族等の要件とされる合計所得金額等には、退職所得（源泉徴収されたものに限り、以下同じです。）の金額は含めないこととされています。

令和5年中に退職所得のある配偶者又は親族等の合計所得金額から退職所得の金額を除いて計算した結果、あなたが個人住民税の配偶者（特別）控除、扶養控除等を受けることができる場合には、その配偶者又は親族等の氏名・マイナンバー（個人番号）・続柄・生年月日・令和5年分の合計所得金額から退職所得を除いた金額を記入します。

※ この欄の記載に当たって、ご不明な点がございましたら、お住いの市区町村にお尋ねください。

● 「障害者」に関する事項

第二表「配偶者や親族に関する事項②③」欄の書き方（35ページ又は36ページ）を参照して記入します。

● 「その他」に関する事項

令和5年中に退職所得のある配偶者（個人住民税における同一年計配偶者であって特別障害者である場合に限り、）又は親族等（個人住民税における扶養親族であって特別障害者である場合又は23歳未満である場合に限り、）が、あなたの個人住民税における「配偶者控除」、「扶養控除」又は「障害者控除」の対象とならない場合において、個人住民税の所得金額調整控除（※）の適用を受ける場合に○を記入します（例えば、あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、特別障害者の配偶者がいる場合で、かつ、その配偶者が同居している両親の一方の控除対象扶養親族となっている場合などが該当します。）。

また、これに該当する場合には、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

※ 個人住民税の所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

● 「寡婦・ひとり親」に関する事項

あなたが、次に該当する場合は、該当する欄に○を記入します。

寡婦	令和5年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、あなたが寡婦に該当する場合
ひとり親	令和5年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、あなたがひとり親に該当する場合

4 事業税

(a) 非課税所得など

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、事業の種類により税率等が異なります。また、次の①又は②に該当する方は、申告書第二表の「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記入します。

なお、事業税では、所得税の青色申告特別控除は認められませんので、青色申告特別控除前の金額を記入してください。

① 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業から生ずる所得がある場合

- 1 畜産業から生ずる所得（農業に付随して行うものを除く。）
- 2 水産業から生ずる所得（小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。）
- 3 薪炭製造業から生ずる所得
- 4 あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得（ただし両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の人が行う場合は事業税が課されませんので「10」を記入してください。）
- 5 装飾品業から生ずる所得

② 次に掲げる非課税所得がある場合

- 6 林業から生ずる所得
- 7 鉱物掘採（事）業から生ずる所得
- 8 社会保険診療報酬等に係る所得
- 9 外国での事業に係る所得（外国に有する事務所等で生じた所得）
- 10 地方税法第72条の2に定める事業（⇒57ページ）に該当しないものから生ずる所得

(b) 損益通算の特例適用前の不動産所得

土地等を取得するために要した負債の利子（⇒19ページ）の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額（所得税における損益通算（⇒25ページ）の特例適用前の不動産所得の金額）を記入します。

(c) 前年中の開（廃）業

令和5年の途中で開業又は廃業した場合には、申告書第二表の「前年中の開（廃）業」欄の開始、廃止の該当する文字を○で囲み、その月日を記入します。

(d) 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を記入します。

(e) 事業用資産の譲渡損失など

次の①又は②に該当する損失の金額がある場合には、申告書第二表の「事業用資産の譲渡損失など」欄にその損失の金額を記入します。

① 事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産（土地、構築物、建物、無形固定資産を除く。）をその事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失

② 事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失

※ 事業税では、上記の損失がある場合には、損失の生じた年（①については青色申告書を提出することが認められている場合に限ります。）以後連続して申告をする場合に限る、その損失等の金額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。

※ 特定非常災害（令和5年4月1日以降に発生するものに限る。）により損失が生じた場合は、一定の損失の金額の繰越期間が5年になります。

(f) 他都道府県の事務所等

事業税は事務所又は事業所が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、所得金額をその事務所又は事業所の従業者数に応じて、分けて課税されます。

他の都道府県に事務所又は事業所がある場合には、申告書第二表の「他都道府県の事務所等」欄に○を記入してください。

※ 地方税法第72条の2に定められている事業

○物品販売業	○両替業	○司法書士業
○保険業	○公衆浴場業	○行政書士業
○金銭貸付業	○演劇興行業	○公証人業
○物品貸付業	○遊技場業	○弁理士業
○不動産貸付業	○遊覧所業	○税理士業
○製造業	○商品取引業	○公認会計士業
○電気供給業	○不動産売買業	○計理士業
○土石採取業	○広告業	○社会保険労務士業
○電気通信事業	○興信所業	○コンサルタント業
○運送業	○案内業	○設計監督者業
○運送取扱業	○冠婚葬祭業	○不動産鑑定業
○船舶ていけい場業	○畜産業	○デザイン業
○倉庫業	○水産業	○諸芸師匠業
○駐車場業	○薪炭製造業	○理容業
○請負業	○医業	○美容業
○印刷業	○歯科医業	○クリーニング業
○出版業	○薬剤師業	○歯科衛生士業
○写真業	○あん摩、マッサージ	○歯科技工士業
○席貸業	又は指圧、はり、き	○測量士業
○旅館業	ゅう、柔道整復その	○土地家屋調査士業
○料理店業	他の医業に類する事	○海事代理士業
○飲食店業	業	○印刷製版業
○周旋業	○獣医業	
○代理業	○装蹄師業	
○仲立業	○弁護士業	
○問屋業		

事業税についてお分かりにならない点がございましたら、各県税事務所等にお尋ねください。

なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項（複数の都道府県の事務所等がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など）をお尋ねすることもあります。

3 申告や納税について知っておきたいこと

3-1 利子所得と配当所得の課税方法

1. 総合課税と申告分離課税の選択

① 上場株式等の配当等に係る利子所得

申告する場合は、申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

② 上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）に係る配当所得

申告する場合は、総合課税に代えて、申告分離課税を選択することができます。ただし、申告分離課税を選択すると、配当控除を受けられません。

※1 非上場株式等の配当等及び大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等については、総合課税の対象となり、申告分離課税を選択することはできません。

※2 申告分離課税の場合、所得税の税率は15%（住民税5%）となります。また、所得税と併せて復興特別所得税（47ページ参照）がかかります。

※3 申告する場合は、申告する②の配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります（①の利子所得を申告分離課税とし、②の配当所得を総合課税とすることはできません。）。

※4 申告分離課税とする場合でも、申告書第二表「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に該当事項を記入します。

※5 確定申告において、申告分離課税を選択せず、①の利子所得・②の配当所得について確定申告不要制度を選択した場合、又は②の配当所得について総合課税を選択した場合、その後修正申告や更正の請求において、これらの利子所得・配当所得について申告分離課税を選択する変更はできません。申告分離課税を選択した場合も同様です。

2. 確定申告不要制度

次の①～⑦に係る利子等・配当等は、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択できます。この制度を選択した利子等・配当等の金額は、27ページの「合計所得金額」に含みません。

なお、この制度を選択すると、配当控除や所得税等の源泉徴収税額の控除を受けられません。

① 少額配当等

② 金融商品取引所に上場されている株式等の利子等・配当等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）

③ 公募証券投資信託の収益の分配

④ 特定投資法人の投資口の配当等

⑤ 特定受益証券発行信託（公募のものに限る。）の収益の分配

⑥ 特定目的信託（公募のものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

⑦ 特定公社債の利子

※1 大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等は、総合課税の対象となり、少額配当等に該当する場合を除き、この制度を選択することはできません。

※2 1回に支払を受けるべき利子等又は配当等の額ごとに選択できます（源泉徴収口座を除きます。）。

※3 ④の配当等は、確定申告をする場合であっても配当控除は受けられません。

※4 この制度を選択せず、これらの利子等・配当等について確定申告をした場合、その後修正申告や、更正の請求において、これらの利子等・配当等を申告しないこととする変更はできません。この制度を選択した場合も同様です。

3. 配当控除の対象とならないもの

配当控除の対象は、日本国内に本店のある法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、証券投資信託の収益の分配などで、確定申告において総合課税の適用を受けた配当所得に限られます。したがって、外国法人から受ける配当等は、配当控除の対象となりません。

また、次の配当などは配当控除の対象になりません。

(1) 確定申告不要制度を選択したもの

(2) 申告分離課税制度を選択したもの

(3) 基金利息

(4) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等

(5) 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等

(6) 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等

(7) 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当等

(8) 適格機関投資家私募による投資信託から支払を受けるべき配当等

(9) 特定目的信託から支払を受けるべき配当等

(10) 特定目的会社から支払を受けるべき配当等

(11) 投資法人から支払を受けるべき配当等

●用語の解説

◆ 上場株式等の配当等

特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいいます。

◆ 特定公社債

国債、地方債、外国国債、公募公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などをいいます。

◆ 大口株主等

上場会社等の発行済株式等の3%以上を保有する方をいいます。

令和5年10月1日以降に支払を受けるべき配当等は、その配当等の支払基準日において、支払を受ける者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人と合算して3%以上保有する場合を含みます。

◆ 少額配当等

1 銘柄について1 回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

$$10 \text{ 万円} \times \text{配当計算期間の月数（最高 12 か月）} \div 12$$

※ 「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

（参考）

●源泉徴収制度

①上場株式等の配当等に係る利子所得・配当所得

支払金額に対して所得税等（15.315%）、住民税（5%）が源泉徴収等されています。

②上場株式等以外の配当等や上場株式等の配当等（大口株主等※が支払を受けるもの）に係る配当所得

支払金額に対して所得税等（20.42%）のみが源泉徴収されています。

※ 上場会社等の発行済株式等の3%以上を保有する方に限ります。

●源泉徴収口座（源泉徴収を行う特定口座）

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等は同一口座内の上場株式等の譲渡所得等と損益通算ができ、その口座ごとに確定申告不要制度を選択できます。

また、源泉徴収口座内の譲渡所得等と同一口座内の利子所得・配当所得のいずれかのみを申告することもできますが、源泉徴収口座内の譲渡損失を申告する場合には、同一口座内の利子所得・配当所得の金額を併せて申告する必要があります。

HP参照：『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』

3-2 退職所得の記入方法等

退職所得を申告する場合は、申告書第三表の㊦欄（収入金額）、㊧欄（所得金額（※1））、㊨欄（課税される所得金額（※2））、㊩欄（税額（※3））、㊪欄（㊫から㊭までの合計）及び「退職所得に関する事項」欄を記入します（退職所得以外の所得がある場合には、その他の該当する欄も記入します。）。また、申告書第二表「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に該当事項を記入します。

※ 申告書第三表の「退職所得に関する事項」欄の「一般」には「一般退職手当等」、「短期」には「短期退職手当等」、「特定役員」には「特定役員退職手当等」に関する事項を記入します（短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の源泉徴収票の摘要欄にその金額等が記載されています。）。

- 一般退職手当等：短期退職手当等と特定役員退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等をいいます。
- 短期退職手当等：短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます。）に対応する退職手当として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 特定役員退職手当等：役員等勤続年数（役員等として勤務した期間により計算した年数をいいます。）が5年以下である方が支払を受ける退職手当のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当として支払を受けるものをいいます。

※1 所得金額の計算方法については、国税庁HP（『短期退職手当等Q&A』[Q6]）を参照してください。

（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf）

※2 各所得金額（㊨及び㊫～㊭欄）から「所得から差し引かれる金額（㊮欄）」を順次控除していき、引ききれなかった控除額がある場合には、退職所得金額（㊧欄）から、その控除額を差し引いた金額が㊨欄の金額となります（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、㊮、㊯、㊰欄の記載がある場合には計算方法は異なります。）。

なお、差し引く控除額がない場合には、㊧欄の金額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額となります。

※3 43ページ「課税される所得金額に対する税額の計算欄」のCに㊨欄の金額を当てはめて計算します。

3-3 災害により被害を受けた場合

災害により被害を受けた場合には、次のような申告・納税等に係る手続等がありますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

- 災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、所轄税務署に申請しその承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。
- 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除（⇒38 ページ）又は災害減免法（⇒46 ページ）の適用を受けることができます。

3-4 納税が遅れた場合など

納税が納期限（令和6年3月15日（金））に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付してください。

※ 令和6年3月15日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は、令和6年3月16日から同年5月15日までの間は年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合、令和6年5月16日以後は年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合となります。

なお、延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

3-5 申告に誤りがあった場合など

- 申告をした税額等に誤りがあった場合には、次によります。
 法定申告期限内の場合は、再度、確定申告書を正しく作成し、期限までに提出してください。
 法定申告期限を過ぎた場合は、再度、確定申告書を提出するのではなく、次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂 正 方 法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	『修正申告書』を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	『更正の請求書』を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正しない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

- 修正申告書の記載方法について
 修正申告に当たっては、申告書第一表、第二表を使用します。
 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- ※ 申告書第五表は、令和4年分以降の修正申告には使用しません。

● 申告書第一表

申告書第一表に修正後の金額等を確定申告書と同様の記載方法で記入します。

なお、確定申告書との相違点等は以下のとおりです。

- (1) 「令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書」
 に「5」と記入し、空白に「修正」と記入します（申告書第二表にも同様に記載します。）。
- (2) 「種類」欄
「修正」の文字を○で囲みます。
- (3) 「修正申告」欄
「修正前の第3期分の税額^③」欄には、修正申告書を提出する直前の申告書等の第3期分の税額を記入します（還付の場合は頭に△を記入します。）。
「第3期分の税額の増加額^④」欄には、「納める税金^⑤」欄又は「還付される税金^⑥」欄の金額から「修正前の第3期分の税額^③」欄の金額を差し引いた金額を記載します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

● 申告書第二表

「特例適用条文等」欄に修正申告によって修正する事項・理由を記載します。

3-6 予定納税・減額申請

所得税等は、最終的には1年間の所得と税額を計算し、翌年の確定申告期間中に確定申告をして、その税額を納めることになっていますが、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、予定納税額を税務署が通知し、それを7月と11月に納めていただくことになっています。この制度を予定納税の制度といいます。

また、廃業、休業、失業、災害・横領による損害や医療費の支出、業況不振、控除対象扶養親族の増加などのために、今年の申告納税見積額が税務署長から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税額の減額を申請することができます。

3-7 消費税の申告納税義務と届出について

1. 令和5年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方

令和5年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和7年分の消費税の課税事業者に該当します。新たに課税事業者となる場合は、『消費税課税事業者届出書（基準期間用）』を速やかに住所地等の所轄税務署又は業務センター（注）に提出してください。

消費税の納付税額は、原則として、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。ただし、令和5年分の課税売上高が5,000万円以下の場合には、「簡易課税制度」を選択することにより、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算せずに、課税売上げに係る消費税額に、一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付税額を計算できます。

令和7年分から簡易課税制度を適用して申告する場合には、令和6年12月31日までに『消費税簡易課税制度選択届出書』を住所地等の所轄税務署又は業務センター（注）に提出する必要があります。

※1 令和6年分の基準期間である令和4年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和6年分の消費税の課税事業者に該当します。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

上記の判定により課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書（特定期間用）』を速やかに住所地等の所轄税務署又は業務センターに提出してください。

※2 インボイス発行事業者の登録を受けている場合は、基準期間における課税売上高にかかわらず、課税事業者となります。

※3 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引（事業活動に付随して行われる取引、例えば、事業用建物の売却なども含まれます。）の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、住宅家賃、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。また、原稿料、印税、出演料、講演料、講師謝金、インターネットによる収入なども課税売上高に該当します。

（注）内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

2. 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

令和3年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。この場合、令和6年4月1日（月）までに消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

※ 令和3年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

消費税の一般的な事柄や手続は『消費税のあらまし』を、申告や納税の手続は、『消費税及び地方消費税の確定申告の手引き』をご覧ください。『消費税のあらまし』のほか、各種説明書及び届出書は、国税庁ホームページに掲載しています。

3. インボイス制度等について

一般課税の方（簡易課税制度又は下記の2割特例の適用を受けない方）は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存がないと、原則、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません。

また、令和5年10月1日から開始したインボイス制度においては、仕入税額控除の要件として、原則、上記の帳簿とともに、インボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要です。インボイスを交付しようとする事業者は、あらかじめ納税地を所轄する税務署長にインボイス発行事業者の登録申請書を提出し、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。

なお、インボイス制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者となった場合は、制度開始から3年間の課税売上げに係る消費税額の2割を消費税の納付税額とする措置（2割特例）や、『消費税簡易課税制度選択届出書』の提出期限の特例措置が設けられています。

その他、インボイス制度の詳細については国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

3-8 財産債務調書制度・国外財産調書制度

○ 財産債務調書制度について

①確定申告が必要な方（⇒11ページ）若しくは所得税の還付申告書（その年分の所得税の合計額が配当控除額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産若しくはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（※1）を有する方又は②その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する居住者の方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければならないこととされています（※2）。

令和5年12月31日分の財産債務調書の提出期限は、令和6年7月1日（月）です。

詳しくは、国税庁ホームページの『財産債務調書制度に関するお知らせ』をご覧ください。

※1 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

※2 相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載せずに提出することができ、この場合の財産債務調書の提出義務は、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産の価額の合計額により判定します。

○ 国外財産調書制度について

居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、住所地等の所轄税務署に提出しなければならないこととされています（※）。

令和5年12月31日分の国外財産調書の提出期限は、令和6年7月1日（月）です。

詳しくは、国税庁ホームページの『国外財産調書制度に関するお知らせ』をご覧ください。

※ 相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載せずに提出することができ、この場合の国外財産調書の提出義務は、相続国外財産を除いた国外財産の価額の合計額により判定します。

3-9 条約等による特例

（85条約等、79か国・地域適用／令和5年10月1日現在）

あなたが、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルメニア、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、カザフスタン、カタール、カナダ、韓国、キルギス、クウェート、クロアチア、コロンビア、サウジアラビア、ザンビア、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルネイ、ベトナム、ベラルーシ、ペルー、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコ、モルドバ、モロッコ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシアの居住者（日本の非居住者）である場合には、租税条約等による特例が認められる場合があります。

（注1） アルメニア、ウクライナ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ及びモルドバについては、日本・旧ソ連租税条約が適用されます。

（注2） チェコ及びスロバキアについては、日本・旧チェコスロバキア租税条約が適用されます。

（注3） 中国については、マカオは除きます。

（注4） フィジーについては、イギリスとの1963年の条約が適用されます。

（注5） 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）と台湾日本関係協会（台湾側）との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築しています。

※ 租税条約による特典条項の適用を受けるための手続について

確定申告書を提出する必要がある非居住者の方が、所得税の軽減又は免除を定める租税条約の規定の適用を受ける場合において、特典条項のある租税条約（令和5年10月現在では、アメリカ合衆国・イギリス・フランス・オーストラリア・オランダ・スイス・ニュージーランド・スウェーデン・ドイツ・ラトビア・リトアニア・エストニア・ロシア・オーストリア・アイスランド・デンマーク・ベルギー・クロアチア・ウズベキスタン・スペイン・ジョージア・コロンビアです。）の特典の適用を受ける場合に当たっては、租税条約に関する届出書及び特典条項に関する付表、居住地国の居住者証明書を確定申告書に添付する必要があります。

3-10 令和6年中に出国する方へ

- 日本を出国し、住所又は居所を有しないこととなる方で、申告書の提出その他国税に関する手続きを行う必要がある場合には、日本国内に居住する納税管理人を選任し、『所得税の納税管理人の選任届出書』を納税地の所轄税務署に提出する必要があります。納税管理人は、あなたに代わって税務手続きを行うこととなります。なお、納税管理人は法人でも個人でも構いません。
 - 令和6年中に出国する人で、出国する時までの所得について申告しなければならない場合（⇒11 ページ）には、次の区分に応じて申告及び納税をしなければなりません。
それぞれの区分に応じた期限までに申告及び納税をしなかった場合は、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。
 - 1 居住者又は「非居住者の総合課税に係る所得」（⇒9 ページ）を有する非居住者で、納税管理人の選任届出書を令和6年中の出国の時までに所轄税務署に提出した場合
令和6年1月1日から12月31日までの間に生じた所得について、令和7年2月17日から3月17日までの間に納税管理人を通して確定申告をする必要があります。
 - 2 居住者又は「非居住者の総合課税に係る所得」（⇒9 ページ）を有する非居住者で、納税管理人の選任届出書を令和6年中の出国の時までに所轄税務署に提出しないで出国する場合
 - (1) 出国前に生じた所得のみに係る確定申告
令和6年1月1日から出国する日までの間に生じた所得について、その出国の時までに確定申告（準確定申告）をする必要があります。
なお、1月1日から3月15日までの間に出国する場合、前年分（令和5年分）の所得に係る確定申告書についても、出国の時までに提出する必要があります。
 - (2) 出国前に生じた所得と出国後に生じた所得に係る確定申告
上記2(1)の確定申告書を提出したとしても、令和6年1月1日から出国する日までの間に生じた所得及び出国した日の翌日から令和6年12月31日までの間に生じた所得の合計額について、令和7年2月17日から3月17日までの間に確定申告をする必要があります。
この場合の納付すべき税額は、当該申告書において計算された納付すべき税額から上記2(1)の申告書に記載された納付すべき税額を控除した残額となります（当該申告書に記載された納付すべき税額が上記2(1)の申告書に記載された納付すべき税額より少額の場合には、その差額が還付となります）。
なお、令和6年以後も、日本国内で国内源泉所得が生じるときは、日本で確定申告が必要になる場合があります。この場合は、翌年2月16日から3月15日までの間に納税管理人を通して確定申告をすることになります。
 - 3 非居住者（日本に一定の事業所等を有して事業を行う場合などの非居住者は除かれます。）で日本における勤務又は人的役務の報酬について、源泉徴収の規定の適用を受けない場合
出国の時までに準確定申告書の提出及び納税をする必要があります。
- (注) 出国とは、納税管理人を定めた旨の届出をしないで日本に住所及び居所を有しないこととなることをいいますが、日本に居所を有しない非居住者については、特に次の場合を含みますから注意してください。
- (1) 日本に恒久的施設を有する非居住者については、恒久的施設を有しなくなる時
 - (2) 日本に恒久的施設を有しない非居住者については、人的役務の提供を主たる内容とする事業を廃止するとき

3-11 所得税・消費税の納税管理人の選任届出書

国内に住所を有していない、又は有しないこととなる場合に、申告書の提出その他国税に関する事項の処理のため納税管理人を選任する場合には、納税管理人を定めた時又は出国の日までに、『所得税・消費税の納税管理人の異任届出書』を作成のうえ、納税地の所轄税務署に提出してください。

標題及び本文の中の「・解任」を抹消してください。

納税地及び電話番号を記入します。

届ける税目に応じて、標題及び本文の中の「所得税・消費税の…」の「所得税」又は「消費税」の必要な文言を抹消します。

所得税・消費税の納税管理人の選任・解任届出書

税務署受付印

税務署長

____年____月____日提出

1	0	7	0
1	0	8	0

納税地

(〒 _____)

住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)

(TEL _____)

上記以外の住所・事業所等

(〒 _____)

納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。

(TEL _____)

フリガナ

氏名

個人番号

職業

生年月日

____年 ____月 ____日生

フリガナ

屋号

氏名を記入します。

所得税・資産の譲渡等に係る消費税の納税管理人として、次の者を選任・解任したので届けます。

1 届出の区分 (該当する区分を○で囲んでください。)

2 選任・解任した納税管理人

〒 _____

住所 (居所)

フリガナ

氏名

職業

生年月日

____年 ____月 ____日生

本人との続柄 (関係)

電話番号

3 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所 (選任の場合) 又は選任したときの納税地 (解任の場合)

4 納税管理人を選任・解任した理由

5 その他参考事項 ((1)及び(2)は選任の場合のみ記載してください。)

(1) 出国 (予定) 年月日 ____年 ____月 ____日 帰国予定年月日 ____年 ____月 ____日

(2) 国内で生じる所得内容 (該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)

事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得

上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ()

(3) その他

関係税理士

(TEL _____)

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
0							☐ 済
							☐ 未済

確認書類
個人番号カード／通知カード／運転免許証
その他 ()

国内で生じる所得内容について、該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記入します。

上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合は記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

納税管理人の住所又は居所を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の氏名を記入します。

納税管理人の生年月日を記入します。

納税管理人の職業を記入します。

納税管理人の電話番号を記入します。

※納税管理人を解任したときは、標題中の「選任・」を抹消するなどして『所得税・消費税の納税管理人の解任届出書』を提出してください。

3-12 お知らせ

○ 申告書等の添付書類について

確定申告書及び修正申告書（以下「申告書等」といいます。）については、源泉徴収票等の以下の書類の添付又は提示が不要です。

ただし、税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等を忘れずにお持ちください。

（添付が不要となる書類）

- ・ 給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ・ 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類

○ ふるさと納税（寄附金控除）の申告漏れにご注意ください。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している方であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税等の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。

※ ふるさと納税ワンストップ特例

ふるさと納税先の自治体が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出すれば、確定申告をせずに住民税からふるさと納税の寄附金控除を受けられます。

3-13 市区町村からのお知らせ

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

◎年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度（⇒12 ページ）により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税の申告が必要です。

- ① 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

◎公的年金等に係る個人住民税の特別徴収（引き落とし）について

令和5年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、令和5年4月3日から令和6年4月2日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、令和6年度より新たに特別徴収の対象者となります。

◎上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について

令和6年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方法を所得税等の上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式と一致させることとなりました。

上場株式等に係る配当所得等について、所得税等の確定申告で選択した総合課税、申告分離課税又は確定申告不要制度（⇒58ページ）の課税方式は、個人住民税においても同様の課税方式となります。

上場株式等に係る譲渡所得等についても、所得税等の確定申告で選択した申告分離課税又は確定申告不要制度（⇒58ページ）の課税方式は、個人住民税においても同様の課税方式となります。

◎個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除（⇒44 ページ）額がある場合、翌年度分（令和6年度分）の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

4 申告書に添付・提示する書類

申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じ添付するか、又は提示しなければなりません。
書類を添付する場合は、『添付書類台紙』に貼るなどして申告書と一緒に提出します。

(注) 申告書等を提出するときは、源泉徴収票等の添付又は提示は不要です(詳細は66ページをご参照ください。)
ただし、税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等を、忘れずにお持ちください。

○申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー(個人番号)については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

	本人確認書類		添付又は提示
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード(個人番号カード) ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。		
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類及び②身元確認書類		添付又は提示 本人確認書類の写しを、添付書類台紙に貼るなどして申告書と一緒に提出する 又は 本人確認書類を、提出の際に提示する
	① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード(その記載事項(住所・氏名など)に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限りします。) ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限りします。) などのうち、いずれか1つ	
	② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ	

※ 配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

※ 青色申告書を提出する方で、一定の場合に、①番号確認書類の写しの添付又は提示を省略することができます。
ただし、還付申告(予定納税額があることによる還付申告を除きます。)及び相続人から提出される準確定申告の方は、番号確認書類の提示等が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※ 公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

○申告内容に応じて次の書類の添付又は提示が必要です。

項 目 等		添付又は提示すべき書類		添付又は提示
収入金額等	事業・営業等	㊦	青色申告者 … 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『青色申告決算書』 白色申告者 … 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『収支内訳書』	添付 申告書と一緒に提出する
	事業・農業	㊧		
	不動産	㊨		
	業務に係る雑所得	㊩	総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『収支内訳書』 (前々年の業務に係る「雑所得」の収入金額が1,000万円を超える場合に限ります。)	
	総合譲渡・短期	㊪	譲渡所得の内訳書【総合譲渡用】	
総合譲渡・長期	㊫			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	㊬	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等(注1)	添付又は提示 添付書類台紙に貼るなどして申告書と一緒に提出する又は 提出の際に提示する
	小規模企業共済等掛金控除	㊭	支払った掛金額の証明書(注1)	
	生命保険料控除	㊮	支払額などの証明書(旧生命保険料に係るもので1契約9千円以下のものを除きます。)(注1)	
	地震保険料控除	㊯	支払額などの証明書(注1)	
	勤労学生控除	㊰	専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書(注1)	
	障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除	㊱ ～ ㊲	国外居住親族について控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」(扶養控除の場合は、扶養親族の区分(⇒36ページ)に応じて、「38万円送金書類」又は「留学ビザ等書類」が必要になる場合があります。)(注2)	
	雑損控除	㊳	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	添付又は提示
	医療費控除	㊴	医療費控除の明細書	添付 申告書と一緒に提出する
			医療費通知(医療費のお知らせ)(原本) ● 医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合があります。(保険者番号及び被保険者等記号・番号部分がある場合は、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。)	
			各種証明書(おむつ使用証明書など)	添付又は提示
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	㊵	セルフメディケーション税制の明細書	添付 申告書と一緒に提出する	
寄附金控除	㊶	● 寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(注3) ● 特定の公益法人や学校法人などに対する寄附や、一定の特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人や信託が適格であることなどの証明書又は認定証の写し ● 政治献金については、選挙管理委員会等の確認印のある『寄附金(税額)控除のための書類』(注4)	添付又は提示 添付書類台紙に貼るなどして申告書と一緒に提出する又は 提出の際に提示する	
税金の計算	「 」(区分)	㊷	適用を受ける控除の計算に関する明細書	添付 申告書と一緒に提出する
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㊸	HP参照： 『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(新築・購入用)』、 『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(住宅の増改築用)』	
	政党等寄附金特別控除 認定NPO法人等 寄附金特別控除 公益社団法人等 寄附金特別控除	㊹ ㊺ ㊻	HP参照： 『政党等寄附金特別控除を受けられる方へ』(注4) 『認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』 『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』	添付 添付書類台紙に貼るなどして申告書と一緒に提出する
	住宅耐震改修特別控除	㊼	HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』	添付 申告書と一緒に提出する
	住宅特定改修特別税額控除	㊽	HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』	

認定住宅等新築等 特別税額控除	④①	HP参照：『認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ』	添付 申告書と一緒に 提出する
外国税額控除	④⑥	『外国税額控除に関する明細書』 外国所得税を課税されたことを証明する書類	
分配時調整外国 税相当額控除	④⑦	『分配時調整外国税相当額控除に関する明細書』 各種支払通知書等	
令和5年中において非永住者 であった期間を有する居住者 の方		『居住形態等に関する確認書』	

- ◆ このほかに、付表や計算書などを使用した方は、その計算書なども申告書と一緒に提出します。
- ◆ 付表、計算書、明細書及び説明書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

(注) 1 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

2 国外居住親族の扶養控除等について

非居住者である親族（「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除（⇒36ページ）、配偶者（特別）控除（⇒34ページ）又は障害者控除（⇒33ページ）の適用を受ける場合には、その国外居住親族に係る「**親族関係書類**」及び「**送金関係書類**」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、翻訳文も添付又は提示する必要があります。

ただし、給与等（公的年金等）の源泉徴収又は年末調整において、源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

※1 「**親族関係書類**」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族があなたの親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

※2 「**送金関係書類**」とは、次の①又は②の書類でああなたがその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したこと等を明らかにする書類

※3 「**38万円送金書類**」とは、「送金関係書類」のうち、あなたから国外居住親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

※4 「**留学ビザ等書類**」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住親族に係る次の①又は②の書類で、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

- ① 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
- ② 外国における在留カードに相当する書類の写し

3 ふるさと納税の場合は、「寄附金の受領証」に代えて、特定事業者（該当事業者は国税庁ホームページをご確認ください。）の発行する年間寄附金額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

4 確定申告書を提出するときまでに『寄附金（税額）控除のための書類』の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

5 振替納税の新規（変更）申込み

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の振替納税を新規に利用される方は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、次の『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に所轄税務署に提出するか、金融機関へ提出してください（内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください）。
なお、e-Taxにより提出することもできます。

- 振替納税（口座振替）は全国の銀行（ゆうちょ銀行を含みます）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。
※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。また、インターネット専用銀行等の一部の金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用にならない場合があります。
- 提出の際には申告書や添付書類台紙に貼らないでください。

【注意】振替納税をご利用中の方が転居等により所轄税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続又は振替納税希望欄に○を記入した申告書を提出する必要があります。

(金融機関経由印)		納付書送付依頼書	
		(所轄税務署名を書いてください。) 税務署長あて 氏名	
私が納付する	・申告所得税及び復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分） ・消費税及び地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)） ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。		
令和 年 月 日	以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。		
※税務署整理欄	(整理番号)	(金融機関番号)	(振替区分)
(入力日付)	(送付日付)		
金融機関名			
銀行・信用金庫 本店・支店 御中 労働金庫・信用組合 本所・支所 漁協・農協 出張所			
(この依頼書の提出年月日を書きます。)			
令和 年 月 日			
(〒) 電話 ()			
(申告納税地)			
(フリガナ)			
氏名			
(金融機関お届け印)			
銀行以外 ゆうちょ銀行			
預金の種類 口座番号			
記号番号 1 0			
金融機関使用欄			
税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。			
1 対象税目 ・申告所得税及び復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分） ・消費税及び地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)） ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。			
2 振替納付日 納期の最終日(休日の場合は翌取引日) ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなれるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。			

- 約 定 (必ず確認してください。)
- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
 - 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
 - この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
 - この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
 - この取扱いについて、仮に紛議が生じて、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
 - 貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

納付書の書き方

確定申告により納付することとなった税額（申告書第一表「51」又は「64」の額）を記入します。

確定申告書を提出して第3期分の税金を納付する場合には「確定申告」に○印を付けて表示します。

「05」と記入し
ます。

数字は記入例を見て、庫のボールペンで力を入れて棒からはみださないように記載してください。

あなたの電話番号を記入します。

(學生)

3枚1組の複写式になっておりますから、黒色のボールペン等で力を入れて書いて、切り離さず納付場所に提出してください。なお、金額を誤ったときは、訂正せずに新しい納付書に書き直します

納付することとなつた本税及び附帯税の額の合計額を記入します。
(金額頭部に¥を記載してください。)